

令和2年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月10日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月10日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	板 倉 浩 幸
	3番	飯 田 雅 広	4番	石 原 裕 介
	5番	水 野 智 見	6番	戸 谷 裕 治
	7番	伊 藤 俊 一	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	政策推進課長	北條 寿文
	総務部	部長	浅野 幸司	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		総務課長	戸谷 政司	安心安全課長	高塚 克己
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進課長	佐藤 正浩
		子ども課長	舘林 久美	介護支援課長	後藤 雅幸
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	まちづくり推進課長	福谷 光芳
		土木農政課長	東方 俊樹		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光		
	消防本部	消防長	山田 靖	次長兼 総務課長	黒川 康治
教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	萩野 み代
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番 号	質 問 者	質 問 事 項	
1	山 岸 美登利	認知症施策推進について……………	36
2	板 倉 浩 幸	ゆとりある教育を求め少人数学級実現へ……………	46
3	佐 藤 茂	安心安全な街づくりを……………	60
4	伊 藤 俊 一	我が蟹江のまち作りについて……………	69
5	石 原 裕 介	安全運転対策支援について……………	78
6	戸 谷 裕 治	近鉄蟹江駅南側地区は重要ではないのか？……………	87
7	飯 田 雅 広	進めよ！在宅勤務・オンライン手続き・キャッシュ レス決済……………	96
8	中 村 英 子	新型コロナウイルス町内感染状況と支援について……………	110

○議長 安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

令和2年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩時に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可いたしております。議員の皆さんは、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いいたします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出をいただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

また、開会日からお願いしておりますが、傍聴される方などから発言の際の声が聞き取りにくいというご指摘をいただいておりますので、発言される際にはマスクを外していただき、フェイスシールドなどを着用した上で、お手元のマイクを適切に使用してご発言願います。

なお、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には、暫時休憩とし、消毒の措置を取らせていただきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

皆様のお手元に、初日に可決されました議案第47号に関する中村英子さんから請求のありました関係資料及び板倉浩幸君の本日の一般質問に関する資料の配付をいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 山岸美登利さんの「認知症施策推進について」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○1番 山岸美登利君

おはようございます。

1番 公明党 山岸美登利でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして「認知症施策推進につ

いて」質問をさせていただきます。

世界一の高齢社会に直面する日本における認知症患者数は、年々増え続けています。軽度認知障害の人を含め、2015年の推計では約525万人を超え、2025年には約700万人を突破し、65歳以上の5人に1人の割合に達すると見込まれています。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、感染回避のための自粛要請により社会参加の機会が減り、より一層認知症へのリスクが高まる中、認知症は今や誰でも発症する可能性があり、家族や身近な人誰もが認知症、また介護者になり得るといふ、多くの人にとって身近なものであり、認知症施策の推進は大変重要な課題となっています。

こうした中、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、2012年、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」が策定されました。そして、2015年1月、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～新オレンジプラン」が策定され、推進。その後、3つ目の戦略として、2017年7月の改訂「新オレンジプラン」では、目標設定が本年2020年度末と定められ、より具体的な施策の推進がなされてきました。

そこで、お伺いをいたします。

「新オレンジプラン」とは、どのような取り組みなのでしょう。

また、現在の認知症患者数の現状をお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

「新オレンジプラン」とは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、次の7つの柱に沿って施策を総合的に進める取り組みです。

7つの柱とは、1つ目としまして普及・啓発、2つ目として医療・介護など、3つ目として若年性認知症、4つ目として介護者支援、5つ目として認知症など高齢者にやさしい地域づくり、6つ目として研究開発、7つ目として認知症の人やご家族の視点重視です。

この総合戦略は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括システム」の実現を目指す中で、認知症について社会を挙げて取り組んでいくものです。

また、先ほど認知症患者数についてご質問をいただきましたが、ここで簡単に認知症の種類についてご紹介させていただきたいと思っております。

まず、認知症について、大きく2つに分類されます。1つ目としまして、変性性認知症、2つ目として血管性認知症でございます。

1つ目の変性性認知症は、脳の中に本来たまるべきでない蛋白がたまってしまい、脳の神経細胞の働きを悪くするというものです。代表的なものとしまして、アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがございます。

また、2つ目の血管性認知症は、脳梗塞や脳出血といった血管の病気によって脳神経細胞の働きが低下するというものでございます。

先ほどのご質問にございました認知症患者数でございますが、認知症患者数の把握はしておりませんが、令和2年8月末現在、要介護認定または要支援の認定者が1,488人ございます。そのうち認知症高齢者の日常生活自立度がⅡb、これは服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など、一人で留守番ができないなどの症状以上の方が、640人みえます。以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

これまでのオレンジプランにより具体的に推進している事業の一つが、市町村に設置され、相談支援とされる「認知症初期集中支援チーム」です。また、認知症の方の在宅生活を孤立させないとの観点から、認知症の人ご本人や家族などが交流する「認知症カフェ」の設置や、さらに、認知症を正しく理解し、地域で支える「認知症サポーター」を養成するなど、推進をしてきました。

今後、新オレンジプランでは、当事者の意思を尊重しながら、家族も含めて寄り添う姿勢を重視し、認知症の人が地域社会の一員として活躍できるよう、「お世話型支援」から意思と能力を尊重する「寄り添い型支援」へとシフトしていきます。

そこで、相談窓口とされる認知症初期集中支援チームの構成と支援の内容を、具体的にお聞かせください。

また、チームの役割と、どのような状態、症状の方が支援を受けられるのか、住民が支援を受けたいときなどの周知はどのようにされていますか、お伺いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問にお答えさせていただきます。

認知症初期集中支援チームの支援の対象となる方は、蟹江町内在住の40歳以上の方で、認知症が疑われる方、または認知症の方で次のいずれかに該当する方です。

1つ目としまして、認知症の診断を受けていない方、2つ目として、継続的な医療サービスを受けていない方、3つ目として、適切な介護サービスに結びついていない方、4つ目として、医療・介護サービスを受けているが、認知症による症状が強く困っている方などです。

認知症初期集中支援チームの構成としまして、保健師、看護師、作業療法士、介護福祉士などの医療職と介護職の者、また、サポート医などによって構成されております。

支援の内容としまして、蟹江町地域包括支援センターに相談をすると、医療職と介護職の

者が訪問し、その後、かかりつけ医やサポート医からの助言や連携などを受け、ケアマネジャーへ引き継ぐなど、必要な支援を受けることができます。

周知の方法としまして、蟹江町の広報誌に掲載、または蟹江町地域包括支援センターで周知をさせていただいております。また、ケアマネジャー、民生委員、介護保険事務所による周知などをしていただいております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

こうした方針を踏まえ、厚生労働省は、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを進める観点から、認知症サポーターなどが支援チームをつくり、認知症の人やそのご家族の困り事などのニーズに合った支援につなげる、つまり認知症サポーターと当事者や家族をつなげる仕組み、「チームオレンジ」を、2025年度までに全市町村で整備することなどを目標に掲げています。

具体的な支援として、認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターを中心に近隣でチームを組み、見守りや外出支援などを行うというものであり、チームの整備に当たっては、当事者も支える側になったり、コンビニや金融機関の協力を得たりするなど、地域の実情に応じた各市町村独自のモデルをつくるなど、柔軟な対応が求められています。

認知症施策の先進地、愛知県大府市では、重点政策として、認知症サポーター養成2万人チャレンジを来年度までを目標に実施し、認知症に対する不安のないまちづくり推進条例を制定。昨年からは中学1年生全員を対象に養成講座を行い、2007年から2019年10月までの受講者数は1万4,503人になるなど、積極的な取り組みを行っています。

そこで、本町では、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターはどのように養成されているのか、お伺いをいたします。

また、現在のサポーター数と今後のサポーター増員のための養成目標を、併せてお聞かせをください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問についてお答えさせていただきます。

蟹江町では、蟹江町地域包括支援センターが窓口となり、地域の住民、学校などを対象に、認知症について理解を深めてもらうために、認知症サポーター養成講座を実施しております。養成講座では、講話やビデオを上映し、60分から90分程度受講していただきます。養成講座を受講した方には、認知症サポーターの証としてオレンジリングが渡されます。

認知症サポーターの数ですが、令和2年3月末現在、2,326名のサポーターの方がみえます。

サポーター養成の目標の数値でございますが、愛知県のサポーター1人当たりの65歳以上

を担当する人口が2.8人でございますが、蟹江町のサポーター1人当たりが担当する65歳以上の高齢者の人口は、4人でございます。そういった実態を踏まえまして、蟹江町でも愛知県の平均値に近づけたいと考えております。そうしますと、目標数が3,393人、現在よりも1,067人の増加を目指したいと考えております。

あと、認知症サポーター養成講座の周知の方法でございますが、蟹江町の広報誌、または介護予防事業のリーフレットを全戸配布などして周知をさせていただいております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

ちなみに、大治町がサポーター数3,305人、あま市が1万1,000人とお聞きしました。認知症理解者を増やすため、キャラバン・メイトと共に、サポーター拡充と住民の皆様への周知も重ねてお願いをいたしたいと思っております。

一度受講し、オレンジリングが交付されますが、この認知症サポーターとしてさらに深い知識を身につけてもらい、安心して暮らせる住民主体のまちづくりや地域福祉の担い手として活躍できる体制づくりを進めている自治体は、数多くあります。すばらしい取り組みを1市ご紹介いたします。

人口約3万2,000人、65歳以上の高齢化率は37%と、全国平均より10ポイント高い京都府綾部市の取り組みでは、これまでに認知症の理解者である認知症サポーターは1万人を超え、その背景には、市の社会福祉協議会が認知症サポーターの中から地域福祉の担い手を育成。さらに、高齢者福祉への理解を深める1時間程度の講習を受けた人を「シルバーサポーター」とし、介護福祉士らから援助技術の講義などを受けた人には「ゴールドサポーター」として認定し、それぞれのサポーターには、シルバー、ゴールド色のリングが交付されるという、市独自の認定制度を実施されています。現在、シルバーサポーター数3,103人、ゴールドサポーター数438人に上り、シルバーサポーターは、地域の認知症高齢者の見守りなどに協力、ゴールドサポーターは、認知症カフェの運営や高齢者向けの足湯の出前サービスを手伝うなど、自発的な活動を広げ、実施されています。

こうした社会福祉協議会の積極的な後押しにより、認知症サポーターの研修を受けて終わりではなく、興味のある方に情報を届け、地域の支え合いの担い手を育成するなど、サポーターが意欲を持って活動を継続できるよう工夫を凝らし、サポーターが集まり情報交換したり、サポーター向けの情報紙を定期的に発行するなどして、サポーター同士の交流からなる新たな支援による認知症サポーターの活躍の場を広げる積極的な推進が、継続されています。

三重県松阪市でも、認知症の人が暮らしやすいまちづくりに力を入れ、住民全体で進める観点から、積極的に地域貢献したいサポーターに対し高齢者安心見守り隊の養成を行い、地域ごとに声かけやごみ出し支援など、住民全体の見守り活動が、より安心して暮らせる地域



づくりにつながっています。

そこで、お伺いをいたします。

本町の認知症サポーターとして活躍されている支援活動の内容をお聞かせください。

また、町全体、住民が認知症への偏見、誤解をなくし、多くの方々が理解を深めていただくための普及啓発についてどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問についてお答えさせていただきます。

サポーターの方々の個別の支援活動内容については把握しておりませんが、昨年の6月に国の認知症施策推進大綱の中で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み、「チームオレンジ」を2025年までに整備することが掲げられております。チームオレンジの役割としまして、認知症の人の話し相手、認知症の人や家族のささいな困り事などのお手伝い、認知症の人の意思実現、近隣との交流などがございます。

蟹江町でも、サポーターの方と協力し、チームオレンジの整備を2025年までに目指していきたいと考えております。

また、普及啓発ですが、蟹江町地域包括支援センターの認知症地域支援推進員が認知症サポーター養成講座の講師役、「キャラバン・メイト」の育成を支援し、より多くの住民の方に理解を深めていただくための活動をしています。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

先ほどの認知症施策推進大綱、国が昨年6月に決定した認知症基本法案の成立に向けて、このような大綱を出されました。これまで当事者やご家族、様々な分野からのヒアリング、現場の声などの活動を続けてきた公明党の主張が随所に反映されました。大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2025年までとし、基本的な考え方として、地域社会で自分らしく暮らす共生と、認知症になる時期や進行を遅らせる予防を両輪とし、認知症になっても希望を持って過ごせる社会の実現を目指すとしています。

ポイントは、共生と予防です。共生は、認知症の人が尊厳と希望を持って、認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても、同じ社会でともに生きること。予防は、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を穏やかにするという意味です。普及啓発・本人発信支援などの5つの柱とする施策は、全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とされています。

次に、認知症予防として、国立長寿医療研究センターが開発したコグニサイズ、コグニションとエクササイズは、認知課題と運動を同時に行うことで、脳と体の機能を効果的に向上

させることを目指しており、どこでも、誰でも、簡単にできることが特徴です。

例えば、ウォーキングのときには、同時にしりとりや足し算、引き算などの計算や川柳を作りながら歩くなど、常に新しい課題に挑戦することで脳が刺激されます。ウォーキングだけでなく、ストレッチや筋トレ、バランス練習など、複数のトレーニングを組み合わせることで効果的な認知症予防となり、同時にサルコペニアやロコモティブシンドロームの予防にもつなげることができます。

また、口腔ケアにおいても、口を開けたり閉じたりして、かんで食べるという行為は、脳に酸素を送ったり刺激を与えたりするため、中枢神経を活性化するなど認知症を予防すると言われ、大変重要な健康対策の一つになっています。

このオーラルフレイル、口の虚弱は、全身的なフレイルの始まりと言われています。医師の適切な介入により健常に戻るることができる境目の段階であり、早期に適切な対応をすることで健康を取り戻せると言われています。

そこで、これまで本町での認知症予防などの対策はどのように行ってきたのでしょうか。

また、コロナ禍の日常において、今後の予防対策はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問についてお答えさせていただきます。

認知症予防対策としまして、学戸ふれあいプラザ、舟入ふれあいプラザで認知症予防教室、オレンジヨガを開催しております。また、まちなか交流センターでは、認知症カフェ、地域包括支援センターでは、認知症サポーター養成講座、または認知症サポーターステップアップ講座を開催させていただいております。

また、蟹江町のホームページでは、認知症のセルフチェックができる認知症簡易チェックサイトを掲載させていただいております。

また、今後の対策としまして、まずは既存の認知症予防対策事業をより多くの住民の方に知っていただき参加いただくことで、事業効果を高めていきたいと考えています。その上で、最新の研究成果に基づいた事業の導入を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

続きまして、徘徊と見守りについて伺います。

認知症高齢者の徘徊が大きな問題になっており、各地では様々な徘徊高齢者を支援するネットワークの構築に取り組まれています。

このほど警察庁が公表した取りまとめによりますと、昨年1年間に全国の警察に届出のあった認知症やその疑いがある行方不明者は、前年に比べ522人増加し、1万7,479人の上るこ

とが分かりました。男女別内訳では、男性9,503人、女性7,976人、都道府県別で言いますと、1位大阪2,007人、埼玉、兵庫、神奈川と続き、5位に愛知県1,468人となっています。統計を取り始めた2012年以降、7年連続で過去最多を更新。警察への全ての行方不明者の届出に占める割合も、7年で1.82倍と年々上昇しており、昨年初めて2割を超え、事態は深刻です。

認知症の行方不明者のうち、昨年中に所在が確認されたのは、2018年以前の届出分を含め1万6,775人、所在が確認されなかったのは245人、2013年以降最多となりました。

また、行方不明中に死亡が確認されたのは460人。歩き回っているうちに事故に遭うケースもあり、行方不明者本人だけの問題ではなく、安否が分からないことに対するご家族の心労は絶えません。

所在確認までの期間は、届出の受理から1週間以内が99%で、受理当日が7割以上を占めていますが、中には2年以上かかった場合も数人あり、認知症の行方不明者に対する取り組みが大きな課題であることが新たに浮き彫りになりました。

家族だけでは限界があるため、国や自治体、民間企業、地域住民などによる連携を強化することが大変重要と考えます。

コロナ禍の影響で自宅に閉じこもりがちになり、認知機能の低下が不安視され、徘徊へのリスクが懸念されます。

そこで、徘徊が見られる高齢者などを早期発見、保護するため、各自治体では、徘徊高齢者SOSネットワーク事業の構築をはじめ、様々な対策が行われています。

昨年、扶桑町では、事前登録した個人を特定できるQRコードを記載したシールを対象者に無料配布、発見者から保護者や自治体にメールが届き、早期発見や身元確認に役立つ取り組みを導入。

あま市でも、同様の見守りシール事業として、夜でも光を反射する素材を使用し、靴のかかとやつえなどに張りつけ、交通事故防止にも役立っています。

また、これまでに警察や自治体、事業者らが情報共有するSOSネットワークシステムを通じて、タクシーやバスなどの運転手が不明者を発見するケースがありましたが、このネットワークシステムの強化においては、認知症の人を支えるご家族の負担軽減とともに、早期発見、事故防止により安心につながります。

そこで、お伺いをいたします。

本町の認知症の行方不明者を早期に発見するための取り組みと対策、また、これまでの実態をお聞かせください。

また、行方不明者は、自治体の圏域を越えて徘徊、移動する場合も少なくありません。近隣市町村との連携はどのようになっていますか、お伺いをいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問についてお答えさせていただきます。

蟹江町では、平成27年4月から、蟹江町認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を実施しております。

事業内容としまして、対象者は蟹江町に居住する徘徊高齢者です。

申請方法は、対象者の家族などがあらかじめ警察署へ公開捜査依頼をした後で、事業利用申出書を蟹江町へ提出していただきます。

対応方法としまして、1つ目が、同報無線及び防犯メールによる情報配信です。2つ目としまして、地域の防犯パトロール隊や町内会、消防団など関係機関との緊急連絡体制及び支援体制の構築をいたします。

行方不明者の実態ですが、行方不明者の正確な数は把握しておりませんが、年間1、2件程度です。

圏域を超えた連携体制ですが、愛知県では「愛知県行方不明・身元不明認知症高齢者SOS広域ネットワーク運営要領」を定めており、行方不明の家族など、もしくは警察署から捜査協力の依頼があった場合、捜査依頼をする自治体は、他の自治体の連絡窓口、高齢福祉担当課などに対して、身元不明者の保護に係る身元照会の依頼をメールで行います。

以上でございます。

#### ○1番 山岸美登利君

本町でも、より一層の見守りと情報共有を強化するため、SOSネットワーク事業のほかに、スマホを活用するQRコード記載の見守りシール事業や、認知症サポーターがいる店舗などに張るステッカー事業などを要望したいと思います。

こうした徘徊の実態がある中、認知症の人を抱えておられるご家族にとっては、家族だけで見守る体制は想像以上の体力的、心理的負担が重くのしかかってきます。心身ともに疲弊し、正常な状態を維持することができず、高齢者虐待につながることもあり、常に不安や心配が絶えません。

また、ほんの少し目を離した数分の間に外へ出てしまったり、想定外の行動を起こします。記憶に新しい出来事として、2007年、大府市で、認知症の男性が線路に立ち入って電車にはねられ死亡するという事故です。家族の賠償責任の有無が最高裁判所まで争われましたが、結果、支払い義務を否定する逆転判決となりました。

この事件をきっかけに、認知症高齢者が事故を起こした際の家族への支援が注目され、認知症の高齢者らが加害者となり高額の損害賠償を請求されたときに、民間保険を活用して、町が年間保険料を全額負担し、家族を救済、補償する制度を導入する自治体が、全国的に増えています。県内でも、岡崎市、知立市、小牧市などで導入されています。対象は、それぞれ見守り事業の登録者となっており、今月から東浦町でも活用を開始されるという記事を拝見しました。

内容は、他人にけがを負わせたり、誤って線路に立ち入って電車を止めたりした場合など

に、最大1億円まで補償し、対象者は、町の認知症高齢者等登録制度を利用しており、自力で外出できる人で、施設入所者も対象というものです。

そこで、本町でも、認知症を抱える本人やそのご家族の不安や負担軽減となり安心につながる、この補償制度を導入するお考えはありますか、お伺いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問についてお答えさせていただきます。

認知症の方が民間保険の個人賠償責任保険に加入することで、ご家族の不安や負担の軽減につながると考えられます。

蟹江町の現状や既に導入している自治体の状況を分析し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

最後に、若年性認知症についてでございます。

認知症は、高齢者だけが患うものではなく、若い世代でも発症することがあり、65歳未満の人が発症する認知症を、総じて若年性認知症と言われます。

先月、東京健康長寿医療センターが発表した若年性認知症の推定患者数は、全国で約3万5,700人とされ、男性のほうが女性より多く、推定発症年齢の平均は約51歳と現役世代となります。発症の多くは40歳後半から60歳代前半で、物忘れが出たり、仕事の失敗や生活に支障を来すようになって、年齢の若さから認知症を疑わなかったり、病院で診察を受けても鬱病や更年期障害などと間違われることがあると言われております。

本人が症状に気づいてから受診するまで3年以上かかる人が4割近くいるなど、診断が遅れやすく、若年性認知症と判明されたときには、症状が進行してしまっている場合が多いのが特徴です。症状によっては離職を余儀なくされるなど、調査では約7割の人が退職していたことが判明。経済的に困難な状況となり、家族の生活にも深刻な影響を与えます。

しかし、企業や医療、介護の現場においては、まだまだ若年性認知症への正しい理解が不足している現状があり、当事者に対する経済的支援とご家族含めた精神的サポートが大変重要です。

まずは、早期受診、診断を推進することができる体制の構築や、若年性認知症であっても本人や家族がそれぞれの意思を尊重し、能力を生かして、思う存分活躍できる社会の実現が求められています。

公明党としても、全国で医療・福祉・就労などの相談に対応し、関係機関との連携、調整役を担う若年性認知症支援コーディネーターを育成し、各都道府県に配置するなどの取り組みを進めています。

そこで、本町の若年性認知症の患者数は何人いますか。

また、ご本人や家族は特有の課題を抱えておられ、特に就労など十分な支援が必要と考えますが、どのような支援、対策を行っていますか、もしくは今後お考えでしょうか、お尋ねします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問についてお答えをさせていただきます。

若年性認知症の方の患者数は把握しておりませんが、40歳以上65歳未満の方で要介護認定を受けている方が4名見えます。

若年性認知症の方は、課題が多岐にわたることが多く、様々な関係機関との連携が必要とされるため、今後の課題と考えております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。

様々な認知症施策についてお聞きをしてみました。誰でも発症する可能性がある認知症への正しい理解を深めるとともに、誰もが希望を持って暮らせるまちの実現を願ひまして、質問を終わります。

○議長 安藤洋一君

ここで、介護支援課長の退席を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前9時36分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時38分)

○議長 安藤洋一君

質問2番 板倉浩幸君の「ゆとりある教育を求め少人数学級実現へ」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「ゆとりある教育を求め少人数学級実現へ」と題して伺っていきます。

まず、子供たちへの教育について質問をいたします。これは、教育長の教育に関する考え方をしっかり語っていただきたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

6月1日から全国の学校が3カ月ぶりに再開されました。蟹江町においても、5月25日から5月29日の分散登校を経て、6月1日から通常登校の再開でした。また、夏休みも8月8日から8月23日と短縮され、今に至りますが、学校が再開されて子供たちも保護者も喜びと

ともに不安を抱えての再開になったと思います。

学年の締めくくりの時期と新しい学年のスタートの時期を含む3カ月もの長期休校は、子供たちに計り知れない影響を与えています。何よりも長期にわたって授業がなかったことは、子供の学習に相当の遅れをもたらしました。子供を取り巻く環境の違いによって、学力の格差を広げたという点も深刻であります。加えて、子供たちはかつてないような不安とストレスを抱えています。

緊急事態宣言発令中に全国の小・中・高の子供を対象に、「コロナ×こどもアンケート」を国立成育医療研究センターが行いました。長期休校中でありました。

子供たちの困り事の質問で、1位が友達と会えない、2位が学校に行けない、3位が外で遊べない、4位が勉強が心配、5位は体を動かして遊べない、このような回答でありました。

また、子供の心への影響という質問では、コロナのことを考えると嫌だ、最近集中できない、すぐにいらいらしてしまう、寝つけない、よく目が覚める、嫌な夢、悪夢をよく見る、独りぼっちだと感じる、自分や家族を傷つけてしまう、こういう回答で、今でもコロナで心に影響を与え続けており、子供たちはかつてないような不安とストレスを抱えています。

学校が再開され3カ月たち、短い夏休みも終わりましたが、私は、今こうした子供たちを受けとめる手厚い教育が、これからも必要だと思えます。かつてない学習の遅れ、格差の拡大に対しては、子供一人一人に丁寧に教えることが欠かせません。子供たちが抱えた不安やストレスに寄り添い、心のケアを進めるためには、手間と時間が必要です。子供たちの心のケアをしっかりと行うことが、学びを進める上での前提になり、心のケアなしにはなかなか学びに進めない、学校生活のスタートで新型コロナ危機のもとでの体験や思いを語り合うことは、新しい出発にとって大切になったのではないのでしょうか。

そこで、教育長の基本認識をお聞かせください。

今、一人一人の子供たちに丁寧に寄り添い、心のケアにしっかり取り組む手厚い教育が必要だと私は考えますが、いかがでしょうか、お願いいたします。

○教育長 石垣武雄君

ご質問にお答えをしたいというふうに思います。

今、議員が言われますように、学校が再開されたといえ、長期休校により子供たちは、学習面、生活面、例年とは本当に違った学校生活を送ることになりました。そのことを踏まえて、学校は担任の先生を中心として、子供たちの心身の状態変化に留意をしながら日々の教育に当たっているところであります。

また、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門家による子供たちの心のケアについても、組織的に取り組んでいるところであります。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

心のケアに取り組むことの重要性については、私とも一致していると思います。

もう一つ大切なことは、子供たちの実態から出発する柔軟な教育だと思います。それができているかであります。夏休みや学校行事の大幅削減、過剰な詰め込みをやると、子供たちに新たなストレスを与えてしまうのではないかということです。子供たちはけなげであります。学校も始まり、友達と会えれば、元気になったと思います。詰め込み授業も飲み込むが、自分で気がつかない本当の気持ちやストレスは後になって出てきて、成長をゆがめてしまうことにもなりかねない。こういう心配の声が共通して届いています。

これも教育長に基本認識を伺いたいと思います。

子供たちをゆったりと受け止めながら、学びとともに遊びや休息、学校行事などをバランスよく保障する、そのために、学習内容も本当に必要なものを精査して、一定の内容を次の学年あるいは次の次の学年に移す、詰め込みではない柔軟な教育が大切ではないでしょうか。そうやってこそ、本当の学力も身につくのではありませんか。教育長、いかがでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。その前に、文部科学省から通知が来ているのを少しだけお話をしたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症に対する学校の臨時休業による授業時数が足りなくなることについては、令和3年度または令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、教育課程を編成することを特例的に認めると、そんなような通知が来ております。

蟹江町におきましても、学校に対しまして学習内容の精選をして対応するというようなことで今、進んでいるわけでありまして。例えば、来年度も学習するであろうというような、例えば水泳ですね、水泳などは、内容は来年度に送ろうよというようなことで時間を削減しておりますし、それから、積み上げをしていかななくてはならないもの、例えば算数の勉強とか、国語の漢字もそうですけれども、そういうものについては削減をせずに進めていこうと、そういうような精選を行って、子供たちへの指導に当たっているところであります。

それから、学校行事の精選も行いました。ご承知のように修学旅行とかキャンプにつきましては泊を伴わないとか、それから、運動会については平日の午前中で短い時間、これ熱中症も関係しますけれども、そのようなことで、時間を大分そこで生み出しながら取り組んでいるところであります。

そして、最終的には、各学校の申し合わせでありますけれども、そういうことを進めていく中で、遅れていた教育課程を12月をめどに予定どおりへの修正と、そのような見込みを持って今取り組んでいるところであります。

そして、また、言われたように、詰め込みではなくて、子供たちにとって無理な学習内容とならないように注意して、指導に当たっているというところであります。

以上であります。



○2番 板倉浩幸君

教育長の答弁も、私自体とほとんど一致していると思います。その中で、子供一人一人に丁寧寄り添う手厚い教育、詰め込みではない柔軟な教育をどうすれば可能になるか、少しお話をいたします。

日本教育学会が5月22日に提言を発表して、子供たちに学びを保障し、ストレスや悩みに応える学校づくりを進めるために、緊急に学校を支えるスタッフの大幅増員、教員10万人増の提唱をしていることです。

また、全国連合小学校長会の会長が、このウィズコロナの時代には、20人から30人学級と語り、7月初めには、全国知事会、市長会、町村会の会長が、三者の連名で緊急提言を出し、さらに、少人数編成を可能とする教員の確保を文部科学大臣に要請し、全国の首長を代表する三者が少人数学級を要請したことは、大きな転機だと思います。

そこで、お聞きをいたします。

この日本教育学会の提言、また、全国知事会、市長会、町村会長が要請した、新しい時代の学びの環境整備に向けた教員の確保の緊急提言や、日本教育学会の緊急に学校を支えるスタッフの大幅増員を提唱していることについて、どのように捉えているのかお聞かせをください。

○教育長 石垣武雄君

お答えをしたいと思います。今のこういうような提言というのは、本当に素晴らしい、うれしいことだなということは思っております。本当に財源の確保、国に保障していただけるならば、学校を支えるスタッフの増員が可能となります。そういうことから考えますと、今、教職員の多忙化も言われております。そういうことも含めて、子供たちへのより丁寧な指導につながるというふうに思っておりますので、ぜひともこの要望が実現できればということは思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

少しちょっと、今、教育長の答弁でも、教員の確保についてはぜひとも、国のほうでという答弁だったんですけども、これ、もうちょっと詳しく、再質問ですが、ちょっと行いたいと思います。

今の日本教育学会の提言で、10万人確保の潜在的な人材のプールはあるとして、具体的に示しています。1つは、定年退職された教員であります。過去10年に定年退職された教員は全国で20万人、そのうち半分ぐらいが教育現場で活躍されると想定すると、60代で約10万人の新たな人材のプールがあると示しています。もう一つは、若い世代で、教員免許を持ちながら教職に就いていない方々です。30代までの世代で約10万人の新たな人材のプールがあると示しています。将来の展望を示せば、この機会に天職に就こう、学校の教員になろう、こうい

う人たちを確保することは十分にできると思います。

教育長、この点についてどのように考えるのか、再質問ですが、お願いをいたします。

○教育長 石垣武雄君

ただいま、その10万人のプールのことについて、定年退職された先生方とか、免許を持っていて、そしてまだ就いてないというようなことについてのことですね。確かにそのとおりでと思いますし、実際に今、60から65歳までは再任用という形でやってみえますので、その方々が何らかの形で、ハーフとかフルタイムという言葉で言っているんですけども、2分の1あるいは全てと、これは本人さんの希望によって県の教育委員会が採用しておるわけがあります。そういう方々の半分が、例えばフルタイムでいくとか、本人さん、もちろん体力も必要ですけども、そのようなことであれば、愛知県でも何人か、何人かというよりもみえますし、また、若い先生方については、免許を持っていても別の職に就く場合もあります。そうなっているときに、私は今思うのは、教員という、魅力のある教員にすべきだなと。というのは、最近、これは余分な話ではありますが、愛知県の教員採用の人数が、ちょっと倍率が低いんですね。つまり、教員を希望しているのが少なかったと。ただ、今こういう時代になりまして、また、公務員ということもありますけれども、そういうような目が向いてくるのかなということは思いますので、そういう施策で国が動けば、また変わってくるんじゃないかなとは思っております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

先ほど日本教育学会の提言と教育長の考えが、学会の提言も一致しているのかなと思います。

では、もう一つ、ちょっと違う角度からお聞きをいたします。

教員の大幅増は、学校における感染拡大を防止する上でも必要不可欠だと思います。新型コロナウイルス感染症対策専門会議は、新しい生活様式として身体的距離の確保を呼びかけ、人との間隔はできるだけ2メートル、最低1メートル空けることを基本としています。文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式にある身体的距離の確保として、今日、議員の方々には、タブレットに参考資料として提出をしてあります。また、理事者の方には紙で行っていると思います。この座席数を見ていただいて分かるように、この広さでは、普通教室の広さでは、2メートルの間隔を取るためには20人程度の人数に抑えることが必要になります。1教室20人でも、最低の1メートルはクリアできるのがやっとなであります。40人学級では、2メートルはおろか、1メートル空けることも難しいと思います。

そこで、お聞きをいたします。

蟹江町立の小・中学校の現状として、全ての小・中学校の校長先生の方々に、教育部の次

長と一緒に話を聞いてまいりました。授業中の教育も見てきましたが、学校の新しい生活様式として身体的距離の確保が、40人学級、愛知県では小学校1、2年生、中学校1、2年生は35人学級ですが、これが確保できていると思いましたが、次長、お聞かせをください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

先月、板倉議員と一緒に町内の小・中学校7校全部、学校を回らせていただきました。また、今日、板倉議員のほうから資料として、文部科学省から出ておりますマニュアルのほうを添付させていただきました。これが今、9月3日に最新版が出たわけですが、このマニュアルの最新版に沿って学校生活を送っているのが現状であります。

また、マニュアルの中にも記されていますけれども、座席数の図が示されているんですけども、これはあくまでも目安でありまして、それぞれの施設の状況ですとか、感染リスクの状況に応じて柔軟に対応することが可能とあります。それから、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたしますとありますので、文部科学省が示しているとおりの対応をお願いするように、学校にはお願いしてあります。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと次長に聞いた質問、確かに文科省の新しい生活様式、冊子であるんですけども、結構何ページもある冊子の中で、これ抜粋して今日配った資料なんですけれども、

7月のときに、7月だったよね、次長と一緒に教室も見て、次長の考えを、今の現状、40人学級で本当にいいのか、身体的距離の確保ができているか、率直な見た感じを聞いたんですけども、マニュアルがこうだから、これに沿って従うんじゃないかと、どう思ったのか、ちょっとその辺についてお願いいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

じゃ、これは私個人の感覚という形になりますが、再三ですけども、一応マニュアルに抵触するようなことはないとは、まず大前提とっております。ただ、成長するにつれて体が大きくなるにつれて、特に中学校3年生のようなクラスを実際に見させていただきますと、多少手狭な感じを受けたのも事実であります。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

なかなか過密だとは、それは言えないと思うんですけども。

後でもう少し質問していくんですけども、本当に見たときに、もう特に中学校3年生、これは40人学級なんですけれども、本当にほとんどもう大人と変わらない体型で、もう隣の

人が触れるような状態です。蟹中にしても北中にしてもそうなんです。

学戸小学校の校長と話して、教室を見たときに、教室の面積をなるべく広げるために私たち教員も努力して確保するようにしているんだけど、ちょうど教室の後ろにロッカーありますよね。それも当初、どかして教室の面積を広げようと頑張ったんだけど、固定されていて動かさない、そんな現状がありました。何とか先生たちも頑張って教室の面積を減らして、なるべく間隔を取ろうと努力したことが、やっぱり見て本当に分かったんです。

もう一つ、じゃ実際に、もうちょっと聞きたいんですけども、次長に。

学校再開され、過密状態の教室で、教員も保護者もこういう意味では不安の声があります。身体的距離の確保を新しい生活様式の一つとして社会で取り組んでいます。本蟹江町議会でも、このように間隔を取った座席にしておるんですが。

そんな中で、この過密状態の教室、本当にいいのか。新しい生活様式として本当にいいのか。教室だけ例外なのって思ってしまいます。子供たちが学校で最も長い時間過ごす教室です。それをしっかり保障していくべきだと思います。この学校の新しい生活様式、矛盾していると私は思いますが、教育部次長に再度お聞きをしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

先ほど板倉議員、40人ということを言われたんですが、実際、蟹江町の学校の中で40人までいっているところはありません。それで、35人を超えるクラスが4分の1以下に多分なるはずなんです。なので、確かに先ほど言いましたように、中学校3年生については手狭なようなところもありますが、そちらにつきましては、先ほど教育長からの答弁もあったように、人員確保ですね。経費的なところ、予算的なところがありますので、やっぱりできるところからという形にしかできないかなと。できるところからやらさせていただくという感じです。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと、次長、聞き取りにくいんですよ。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

実際に40人になっているところはありませんし、35人以上の教室というのは4分の1以下、全部の全体的に4分の1以下になりますので、できるところから。で、一番問題になるのは、やっぱり人員確保、それから経費のことになりますので、できるところからやらさせていただきます。

以上です。すみません。

○2番 板倉浩幸君

蟹江町、40人学級で、どの学校でも多いところで39人、40人は確かに、40人学級ということで39人で抑えているんですけども。

じゃ、また次なんですけれども、教育長に少しお伺いをしたいと思います。

少人数学級の実現を求める声がうねりとなり、政治に変化を生み出しつつあります。40年変わらなかった小・中学校の40人学級構成を見直す大きな転機が訪れようとしています。

経済財政運営と改革の基本方針、これいわゆる骨太方針なんですけれども、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備について関係者間で丁寧に検討するとしました。文科省として学級構成見直しの必要性ありとして少人数学級を目指すべき検討課題として、8月には中央教育審議特別部会、これいわゆる文科省の機関なんですけれども、ここで初等・中等教育の中間まとめ、骨子案であります、これに少人数学級を可能とするための指導体制や施設整備を図ることが盛り込まれております。

このように、情勢が今着実に変化をしているところであります。今、この少人数学級の国の体制、まだまだこれからだと思いますが、今のこのような変化についてどのように考えているのか、お聞かせをください。

○教育長 石垣武雄君

少人数学級に向けての動きということによろしいですかね。国のそういう要望に対してのものも含めて。

実は、以前、平成23年度だったかな、文科省が35人学級ということで実は出したんですね。そして、1、2年生を35人、そして、順次、年を経るにつれて、3年生、4年生、そして中1というような形で計画を立てたときに、内閣のほうで評価としてB相当ということで、1年生の35人ということでスタートしたというようなことになっています。ですので、文科省につきましても、多分ですが、そういう少人数学級を一度は目指した、そういう経緯は私、承知しておりますし、当然そういう要望に対しても、文科省はこれからも進めていくんじゃないかな。ですから、少人数学級よりも、少人数指導という形で、講師の方をたくさんやってきました。これは国の施策ということもありますが、でも、やはり基本は、今議員が言われたように、少人数学級のほうへというようなことは必要であろうというふうに思います。

ちなみに、学級規模が本当に半分の20人程度以下になるといって、これは何かOECDのPISAテストの結果が高いというのがフィンランド、そのあたりが本当に少人数学級というか、そういう指導をしているわけでありまして。

今言われたように、ある程度、40人学級が35人あるいは30人というふうになれば、また効果が出てくるんじゃないかなと思いますし、きめ細かな子供たちへの指導につながるんじゃないかなとは思っています。

ただ、いかんせん、財政の関係もありますので、やはり国が予算と人材確保、強いて言うなら、それによって教室も足りなくなると思います。そういう面でのハード面についても何らかの補助がそこにあればいいかなとは、今思っているところであります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

文科省自体は、教育長言ったように、一時期本当に少人数学級を進めようと頑張ってやっただけけれども、国がなかなか予算の面があって実行できなかったという面があるんです。ここでようやく、コロナの関係でコロナ禍の下で、国も、今替わってしまった、安倍首相時代、元の安倍首相時代も動く方向になってきているところなんです。

これからちょっと当町について、蟹江町における少人数学級の現状についてお伺いをさせていただきます。

全小・中学校のクラス人数として、40人学級での過密状態、これ、私が言う過密状態の教室が何校あり、何クラスあるのか、お聞かせをください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

板倉議員の言います40人学級は、先ほど言いましたように、ありません。35人以上ぐらいでよろしいですね。はい、分かりました。

それでは、お答えいたします。

学校数は、全部で4校になります。具体的に言います。蟹江小学校、3年生が全3クラス、それから、5年生、全3クラス、同じく6年生、全3クラス。

それから、学戸小学校、4年生、全2クラス。

それから、蟹江中学校、3年生、全5クラス。

蟹江北中学校、2年生、全4クラス中3クラス、それから、3年生の全3クラス。

以上、22クラスが35人以上の教室になっています。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今答弁あったように、このような身体的確保が求められている中、小・中学校、今答弁があったように4校、22クラス、約600人ぐらいの児童・生徒がいると思うんですが、その児童・生徒が過密学級で学んでおり、40人学級、蟹江町では39人までで抑えているんですけれども、押し込められています。少人数学級は、密を避けられる利点でもあり、まず、現実的に取り入れられる1.5メートル四方、この間隔、計算すると28人クラスの学級なんですけれども、ここに必要な教員、また教室はどのぐらいになるのでしょうか、お答えをください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

28人学級に必要な教員、教室数は、ということです。

小学校で79教室、中学校で35教室、合計114教室が必要となります。現在、小学校66教室、中学校が28教室、合計94教室ですので、差引きの20教室が必要となります。

また、教員の数は、当然その増えたところの教室数に担任を1人ずつ送ろうとなりますと、

20人の教員が必要となるということになります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

小学校で79クラス、中学校で35の合計114、教員にしても、それだけ担任をつけると実質そのぐらい、ほとんどいるんですけれども。

じゃ、この28人学級が仮に実践するとなると、教室の確保、教員の確保もできるのでしょうか。現在の教員や空き教室、また特別教室も含めて、実践するとなるとできるのかどうか、お聞かせをください。

また、仮に20人学級、これを実践するとなると、どうでしょうか、お聞かせをください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、まず、28人学級のほうのところでお答えさせていただきます。

教室につきましては、増加の必要がない、増加をする必要がありません舟入小学校及び新蟹江小学校以外の学校において、音楽室ですとか多目的室などの特別教室を使用することとなります。

また、教員につきましては、人員の確保に時間を要するという、それから、人件費としまして、およそ1人頭800万円が必要となると見込んでおりますが、それが約20人必要ですと、年間で1億6,000万円程度の経費が必要となります。それが続くことということになりますので、トータルしますと、やはり直ちに実現するということは非常に難しいのかなと考えております。

それから、20人学級を実践することになるとということで、先ほどと同じように回答させていただきますと、小・中全てで156教室が必要となる計算となります。現在の94教室と差引きしますと、62教室の増加が必要となるということと、あと、62人の教員が必要となりますので、先ほどと同じ計算、1人頭800万円の計算をしますと、4億9,000万円程度の経費、予算が必要となるということが今後継続的に必要になるということがありますので、やはり先ほどと同様に、非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

具体的に金額も、かかる予算も出していただいて、そんな中で、舟入小学校と新蟹江小学校は、確かにもうほとんど28人学級、それ以下で、この2校については十分確保できているんですけれども、若干20人学級でどうだとなると、新蟹江では、若干クラスをもう1クラスつくったりしなければいけないと思います。

現状、じゃその予算をどうしていくんだという問題を少し言っていくんですけれども、そんな状況で、じゃ蟹江でできるのかということなんです。今の現状でいくと、国の予算が実質今動きつつある中、予算的にも不十分な状況の下です。実際のやりくりで教員を増やした

り、教室の確保ができるのか、本当に可能なかどうか、お聞かせをください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、教室の確保につきましては、各小学校において少数の教室であれば可能かもしれませんが、教員の確保につきましては、少数の教員の増員だとしても経費が高くなるため、非常に難しいと考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

事実上ちょっと難しいですよということなんですけれども、ちょっと参考で、愛知県内の進んでいる自治体について少し紹介をいたします。

みよし市、昨年度、全小・中12校の全学年で、まず35人学級を達成しました。さらに密を避けるために、小学校の上限を28人程度に減らし、6月から運用を始めております。35人学級では、少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の給与も確保して取り組んでいる自治体であります。限られた財源でやりくりし知恵を絞り、コロナ対策での児童同士の間隔を十分に確保するために、教員、教室の確保も、みよし市でも限界があるとしながら、全ての小・中学校の28人学級を実践するとなると、どうしていくのか、そのように考える先進地の自治体でもあります。

そこで、このように独自で実施している自治体、みよし市についてはどのように考えているのか、お聞かせをください。

○教育長 石垣武雄君

お答えをしたいと思います。

今、板倉議員から言われましたみよし市についてでありますけれども、私も28人というところを今まではあまり知らなかったんですが、30人はよく耳にしたんですね。35人、30人、20人と。いろいろ私も質問書を見てから、みよし市を見てみたんですけれども、確かに昨年度までに35人学級を全ての学年で達成をしました。よくよく見てみると、一気にやったわけじゃなくて、先ほど申し上げた文科省、文科省が35人学級を提案しました。それが、1、2年生が駄目になって、1年生になりました。愛知県がそれについて、小学校は2年生と中学校1年生を35人学級ということで、愛知県単独でここまで来ました。それに合わせながら、みよし市さんは、さらに3年生、そして4年生という形で35人学級の実現に向けて動いたということで、先を見通したすばらしいものがあつたなということは、すばらしいというふうに捉えております。

そして、35人学級は昨年度達成されたんですけれども、さらに今言われたように、このコロナ禍ということで、35から20人じゃなくて28人というあたりを一つの目安として、さらにそれにするためには、また教室の数とか教員の数が必要であります、それに向けて今努力



をされて取りかかったところだというようなことを認識をしておりますし、すばらしいなど。

実際にこれを今、蟹江町にすぐということはなかなか難しいというふうには思っております。ただ、少人数学級じゃなくて、蟹江町としてはスクールサポーター、これにつきましては、年々本当に人数を小・中学校とも増やしております。これは、学級が多い少ないもありますけれども、子供たちの、いろんな子供たち、生活的なものもありますし、そしてまた、きめ細かな指導ということも含めまして、教室で子供たちに指導していると。ただ、それが今こういうコロナ禍でありますので、それがまた板倉議員が言われるように、さらにやっぱり人数が多いんじゃないかと。

ですから、今まで蟹江町が取り組んできた、そういうきめ細かな指導を、さらに今のこういうような次のステップに向けて、みよし市さんが取り組んできたことも含めながら、ちょっと研究じゃありませんが、さらにどんなことが蟹江町でできるか、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○2番 板倉浩幸君

確かにみよし市、各自治体から問合せがすごい、どうやって達成しておるのという、結構頻繁に問合せがあるみたいです。徐々にもみよし市も、一遍に35人で無理だったということで、徐々にやっていきながら、最終的に市長の判断で、来年度からもう35人でやれと決断したみたいです。

ちょっと最後に町長に総括というか、ちょっと聞きたいと思います。

「ゆとりある教育を求め少人数学級実現へ」と題して質問してきました。現在の40人学級では、感染症予防のために児童・生徒間の十分な距離を確保することが困難である。少人数学級により、児童・生徒間の十分な距離を保つことができるような教員の確保が、ぜひとも必要である。これ首長の緊急提言なんですけれども、こういう言葉は、まさに誰が見ても、今の現状そのとおりだと思います。通常、登校前に分散登校もあり、その分散登校のときに、教員から、子供一人一人の表情がよく見えてとてもすばらしい、ぜひとも少人数学級を進めてほしい、これ、一緒に、先ほど言ったように次長と行ったときに、校長先生からお話を聞いているんですけども、改めて実感されたそうです。

子供たちの手厚い教育、柔軟な教育、少人数学級の実現がやはり必要だと思います。町長の考えをお聞かせください。蟹江町立の小・中学校の現状も含めて、お願いをいたします。

#### ○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ただ、ほぼ内容については、次長、教育長がお答えをさせていただいております。考え方をちょっとしゃべりたいというふうに思います。

過密状況というのを相当言われましたが、あまり僕は過密だというふうには思ってはござ

いません。ただ、先般、過日、防災訓練にお邪魔をしたときに、小学校でありましたけれども、若干今ご指摘をいただいたことについての懸念はあるのかなということは感じました。

それで、過去の歴史の中で35人学級云々ということもありましたし、ちょうどそのころ共産党議員団の皆様方から、35人学級ということでいろんな要望いただいたのも覚えてございます。

みよし市のことも例を出されました。私も市長さんとは別の会でいろいろ勉強させていただいたことがありまして、どうしてということは実はもう聞いてございます。ただ、先ほど言いましたように、平成22年に実は市に市制施行しておる町であります。その前までは三好町ということで、急激に人口が増えました。区画整理事業、そして市街化区域の編入等々で大きくなったというのと、やっぱり大きな自動車会社、自動車メーカーの企業城下町でありますので、そういう意味で急激に人口が増えてきたということの中で、前の市長さん、町長さんから市長さんになられ、そして、今またその次に新たに選ばれた市長さんも含めて、考え方をお聞きをいたしました。

当蟹江町におきまして、全てが全て、じゃ、理想のところに行くかということ、非常に難しいこともあります。ただ、財政的なことについても、それ一言言えば、それで終わってしまいますが、先ほど来ご指摘をいただきました知事会、そして全国町村会、我々も今県の理事をやっておりますので、そのことについては把握をさせていただいております。文科省に対して、これからもしっかりと教員の補助だとかということもやっていきたいとは思っています。

ただ、今現状の中で蟹江町の予算の中で、じゃ、教員を増やすことができるかどうかということについては、非常に難しい状況であるということは事実でございます。教室の増加についても、できるところからやりたい気持ちは十分ありますが、先ほど言いました学童保育の部屋も使っておるわけでありまして。実際、密にならないような施策を今しながら何とかもっていますが、ここ駅北の区画整理事業が終わり、須西小学校の増加も見込まれます。これから地域の発展とともに、また小学校の生徒が増えてくる可能性が十分ありますので、長期展望に立ってしっかり考えていきたいというふうに思っております。

板倉議員からまたいろいろ、学校までわざわざ行っていただいて現状見ていただきましたことには、感謝申し上げます。これからもしっかりと地域のリーダーが取れるような、そんなまちを目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

## ○2番 板倉浩幸君

少人数学級は、日本の教育運動の中心課題であり続けてきました。そして、コロナになって一気に焦点化したと言ってもいいと思います。長年の粘り強い運動があつてのことであり、コロナ禍で、このままでいいのかという国民の思いの広がりがあつてのことです。子供たちの手厚い教育、柔軟な教育に少人数学級が必要であり、国民的な世論、運動を起こして、少人数学級を実現していきたいと思っております。

最後に、少し時間がありますので、少人数学級とはちょっと話が違うんですけども、就学援助について少しお伺いをしたいと思います。

6月議会で、準保護児童・生徒が教育委員会で認定されるが、今年度、コロナの影響で収入や所得の減少した方の対応で相談してほしい、そうやって答弁してくれたんですけども、現状、今までに相談があったのか、ないのか、お答えください。

また、この内容についてのお知らせをどうしているのか、お願いをいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

今年度における就学援助、まず認定したのですが、その中に新型コロナ感染などによる収入減を主な理由としたものはありませんでした。

また、相談につきましても、一件も届いておりません、そのような状態です。

周知方法としましては、就学援助全体につきまして、まず、広報1月号、それから4月号に掲載させていただいています。また、常時ですが、町のホームページにも掲載させていただいております。

それから、11月に行われます就学時、新しい子供たちが入ってくるころの健診ですね、就学時健診時、それから、転入学のときに学校ガイドブックというものを配付させてもらっております。その中で、この制度についてお知らせさせていただいております。

また、蟹江町へ入ってくる時、転入される時などに配付しておりますくらしの便利帳、この中にも教育に関する主な補助制度というところの欄で、就学援助の補助金について掲載しております。

加えまして、最後に、もう実際、今、就学援助を受けている方に対しまして、その年度の最後、3学期分を2月末に支払うんですが、そのときに来年度分の申請書一式を通知させていただいております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

相談ないということなんですけれども、今の就学援助のお知らせ、いろいろ言ってくれたんですけども、現状、今までと変わらないですよ、お知らせ。11月の来年度に向けた健康診断やその辺にお知らせをしていくということはあるんですけども、全体的に今、蟹江町、トータル的に2,836人の児童・生徒がいるんですよ。既にその中で就学援助を受けている方もいるんですけども、相談がないって、このコロナ禍の本当に厳しい状況の中で、相談がないというのがおかしいと思うんですよ。

今、社会福祉協議会で福祉資金である緊急小口資金の利用者や新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、見込み所得などで就学援助を受けられる自治体もあります。

蟹江町においても、現状でも、国民年金の掛金が免除、また、国保税が減免された家庭や生活福祉資金の給付や、また、最後なんですけれども、経済的理由のある家庭の申請はできるとあります。これ、就学援助の認定の判断なんですけれども、コロナの下で経済的な理由、まさにコロナウイルスの感染症だと思います。この点についていかがでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

実際に申請していただくときに、窓口のときに簡単な聞き取りをさせていただくんですが、その中で明確なコロナウイルス感染でということと言われる方はないということです、もしかすると、そのベースには、今議員おっしゃられたとおりに、コロナのことがあるかもしれない。一応そういった方につきましても、いわゆる所得要件がありますので、きちんと調べさせていただいてやっているというのが現状であります。

それから、また、今回この少ない原因の一つとして私どもが考える要因としましては、今回、蟹江町独自の事業としてさせていただいた子育て世帯への臨時特別給付金ですとか、あと、ひとり親世帯応援臨時特別給付金、就学援助児童生徒臨時補助金、特別支援教育就学児童生徒臨時補助金なんかを支給させていただきましたので、それも一つの補助力となっているのかなと考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

まとめで、今まで就学援助、コロナの減収にして、確かに町独自の交付金等もあるんですけども、対象になるようにやっぱり周知して、コロナの減収でも対象になるんだよということも、まず相談してくださいということを周知しながら声かけして、申請を託すことも必要であります。

以上で質問を終わりにいたします。

○議長 安藤洋一君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、子ども課長、まちづくり推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。再開は10時50分にします。

(午前10時33分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 安藤洋一君

質問3番 佐藤茂君の「安心安全な街づくりを」を許可いたします。

佐藤茂君、質問席へお着きください。

○10番 佐藤 茂君

それでは、10番 新政会 佐藤茂。

議長のお許しを得て、「安心安全な街づくりを」と題して質問させていただきます。このまちづくりについては、何度も質問させていただいておりますが、何とか仮同意率も85%に迫ってまいりまして、いよいよ事業のスタートが近づいてきているのかなと思うわけであり

ます。そこで、事業着手の確認として今回質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1問目であります。以前一般質問させていただいたときに、副町長さんが言っておみえでありましたが、学戸地区を市街化にすることにより、学戸地区だけで飛鳥さんの人口と同じぐらい増えたと言っておられました。

そこで、お聞きしたいのですが、最近、区画整理事業が完了されましたJR北の桜地区の人口のことですが、整理前と整理後ではどれぐらいになっておりますでしょうか。そして、現在開発させようとしている富吉駅南の約15ヘクタールを、どのような土地を利用して、また、どれぐらいの人々を新たに定住させようとしている予定なのか、お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの質問につきましてご回答させていただきます。

まず、JR蟹江駅北の桜地区につきましては、区域面積が17.7ヘクタールと、富吉地区より少し広い区域でありました。この地区の区画整理前の平成9年2月現在では34名、最新の令和2年8月現在の人口につきましては1,263名となっております。

続きまして、近鉄富吉駅南地区につきましては、住宅地、住商複合地の設定を予定しております。住商複合地には、大きな施設が設置できるよう、大街区の設定をしております。

なお、目標人口としましては、約1,000人を予定しております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

ただいまの話を聞いておりますと、面積的にも我々とあまり変わらないと。そして、人口的にも、今言われました1,300人と、それから、1,000人ぐらいを予定しておるということで、よく似ているということで、ほぼJR北の桜地区を想定すれば、我々、まちづくりのイメージができるかと思うわけであります。

ところが、以前お聞きしたところ、あの地を開発するときですけれども、何もなかったと聞いております。しかし、この地でありますけれども、もう既に住宅や工場、そして埋め立てた空き地、駐車場、そして農地等が混在したまちとなっております。そんな状況下で、あのようなまちづくりができるのか、少し心配しているところでもありますけれども、しかし、

将来的にあの富吉南駅まちづくりでございますけれども、今回は最後のチャンスと捉えております。

ある書物を読んでおりますと、まちづくりは、行政、専門家、そして住民が力を合わせて進めるべきと書いてございました。大変難しいとは思いますが、我々行政と、そして専門家、コンサルタントさんの方の力をお借りして、前へ前へとこれからも進めていきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、2問目に入ります。

2問目としまして、新たなまちづくりを行うことにおいて防犯の観点では、新たに警察署も建て替えられ、また近隣にあることで安心していますが、防災の観点からは、切迫する南海トラフ地震や近年の風水害等が非常に多く、また大きな災害となっております。それを踏まえた安心・安全に暮らせるまちづくりが望まれると思っておりますが、これに対する対策や、今後地区内に住む方への周知方法は考えているのか、お聞きいたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

富吉地区につきましては、ハザードマップを見ると、最大3メートルほどの浸水が予定をされている区域となっております。最大3メートルということでございますので、それ以外のところもあるとは思いますが、最大限のことを考えますと、生命を守るということを目的に垂直避難が行えるよう、2階建て以上の建物にするなどの地区計画による建築制限を設けるなどということを検討し、災害対策を図っていきたく思っております。

また、先ほどお答えしたように、企業誘致を図るということでございますので、避難所として協力していただける施設を誘致し、町としても協定を締結していきたいと考えております。

また、今後地区内に住まれる方への周知方法につきましては、令和2年8月施行の宅建法の施行規則の改正が行われまして、不動産取引時には、ハザードマップにおけるその所在地の説明が、重要事項の説明の対象に追加されることになりました。今後事業をしていくと、保留地処分ですとか土地売買等が行われることになると思うんですが、購入希望者に対しては、それらの説明を行った上で売買していくことになるかと思われまます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございます。

今の説明であれですけれども、2階以上の建物ということで、これは前からも私も聞いておりましたけれども、名古屋市さんにおいては、もう既にそのようなことをやっておるということをお聞きしたんですけれども。

それと、先ほどのハザードマップでありますけれども、この土地の説明ですね、法律で決

まったと今説明がございましたけれども、令和2年8月といいますと、まだ先月のお話でございますが、これ、仕方がないという言葉はちょっと失礼でございますけれども、まちづくりにおいては少し厳しい話になってくるのかなと私としては思うわけでありましてけれども、今言われたことに対して何か、どう思われますでしょうか。ちょっとあれですけども、申し訳ない。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

今のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、名古屋市の建築制限についてですが、名古屋市の臨海に近い一部の地域で居住地を有する場合などに、建築する場合は、床上浸水時に1室だけは水につからない部屋を確保するため、2階建て以上の建築制限というものを設けてございます。まずは命を守るという観点からも、当町におきましてこのような新市街地を設ける際には、この制度を検討していくことは、非常に重要なことではないかなと考えております。

それと、土地の重要事項説明についてですが、事前にこの地域の特性を理解していただき、それに対する対策を事前に備えていただくことなどもやっぱり非常に重要なことでございますので、このような制度についても今後は活用していくべきだと考えてございます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

はい、分かりました。遅いといえはいかんですので、これも仕方がないところだと思うわけでありまして。

それでは、関連したことでございますけれども、再質問させていただきますけれども、この地は伊勢湾台風以降、水害に対してたくさんの施策が施されてまいりました。日光川下流の水閘門、蟹江川の水門、そして堤防等も大変強化されております。昨今、洪水が多発しておりますけれども、ニュース等で見ておりますと、あそこはただ土を盛っただけの堤防が多いようであります。ところが、この海部郡は、コンクリートで固めて、また、矢板鋼板を打って、大変強固なものになっております。また、蟹江町は排水機ポンプが19基等も備えられております。とにかく、この地域にとっては、私が思うに、誰でもそうでしょうが、排水が一番大事なことと思っております。

そこで、お尋ねさせていただきます。

J R北のまちづくりにおいて、排水をどれぐらいの降水量で計算され、また、設計されたんでしょうか。そして、富吉駅南の市街化については、どれぐらいの雨量を想定され、また、排水を計画されているのか、お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

排水計画につきましては、雨水を一時的に貯留し、下流河川への流量を軽減するため、調

調整池を設置をさせていただくこととなります。こちらはJR蟹江駅の北側の桜地区についてもそうでしたが、近鉄の富吉駅南側についても設置をさせていただくこととなります。この調整池には、新市街地を整備する際の県の基準というものがございますので、それに基づいた容量を確保していく調整池を整備していくことになるかと思われま

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。本当に最近でございます、月曜日でございますけれども、台風10号の影響で一時的に本当に60ミリ近い雨が降ったということでもございましたが、幸い大きな災害にはならなかったということでもありますけれども、とにかく昨今、1時間に100ミリも降ろうかと、そういう時代でございます。排水に対しては十分な検討が必要かと思われま

るので、この辺のところも、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、3問目に移りたいと思います。

最近でありますけれども、私の近所に新しい住宅が5軒ほど建ちました。しかし、ずっと見ておりますと、なかなか入らないなと思って見ておりましたが、最近それが全て埋まってしまう。毎日のようにそこを通りますので眺めておりますと、みな若い夫婦で、そして小さい子供さんたちもいるようであります。やはり、新しい家には若い人たちが来るんだなど、初めて思ったわけであります。と同時に、私自身もうれしく思ったわけであります。

そんな意味において、今計画しているところは新市街地ということでありまして、新たなまちがつけられますので、子育て世代の方々も、旧市街地よりもこの地区に入りやすいのかなと考えておるわけであります。

そして、私たちが西尾市の区画整理地を視察した際に、地区内に幼稚園を誘致した地区がございました。このような施設があれば、子育て世代の方々が新たな居住地を探す際にメリットになるかと思えます。新たな子育て支援、これ幼稚園、保育園等でございますけれども、新たに誘致する施策はどうでしょうか、お聞きします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

新しい住宅地には、若い世代が住まれることが多くあると思えますので、当然それに従ってお子さんも増えていくことと思えます。実際にJR蟹江駅北の桜地区の区画整理事業におきましても、須成保育所や須西小学校では児童数も増加傾向にあるようでございます。

幼稚園や保育所などのニーズというのも当然高まってくると予想はされますので、地区内にそういった子育て支援施設を誘致することができれば、より地区の魅力も上がると思われま

ただ、今現状、富吉南地区を見てみますと、近隣には町立の保育所や民間の保育施設もござ



れます。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございます。近隣ですね、近くでありますけれども、新蟹江北保育所であります。建築後かなりたっており、近い将来建て替えが必要ではないかと思っております。例えば、この新蟹江北保育所でありますけれども、現在のところではなく、新しく新市街地となる地区内へ移転させるというお考えはないのでしょうか。当然そこは避難場所も兼ねておる施設とはなりますが、どうでしょうか、お尋ねします。

○子ども課長 館林久美君

それでは、ご質問いただきました、新蟹江北保育所の建て替え、また、新たな市街地への移転の考えはというところでお答えさせていただきます。

まず、建て替えについてでございます。建物の年数といたしましては、42年を経過するところでございます。新しい施設とは言えないんですけれども、今年度策定予定となっております蟹江町全体の公共施設個別施設計画の結果に基づきまして、蟹江町にはほかの児童福祉施設もございますので、そちらと一体化いたしまして、経過年数及び老朽化の進み具合を総合的に検討していきたいと思っております。

また、移転についてなんですけれども、現在、新蟹江北保育所は、定員が100名のところ73名のご利用でございます。その後、例えば、区画整理後の利用増を考えたとしても、十分に対応できる施設であると考えますので、今段階では移転の考えはございません。

以上です。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。今話を聞いておりますと、総合的に検討するというようなことがちらっと耳に入ってまいりましたが、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

いろいろな地区の区画整理を視察してまいったわけでありまして、大きな施設を誘致しているところが多いということでもあります。多いようでもあります。やはり地区の付加価値を上げるためには、地区内に魅力的な施設を誘致することは必要であると、準備委員会等でも話が出ております。いかがでしょうか。以前この地区に企業にとって需要があるかどうか調査するというような話を私どもも聞いておりましたが、そのような予定はありますでしょうか。また、どのような企業が興味を持っておられるのか。私ども準備委員会に当然情報をいただけていると思っておりますけれども、私どもとしてもまちづくりの核としていきたいと思っておりますので、一緒に企業の選定をさせていただきたいと、このように思っております。

少し話がそれますが、我々新政会で視察に行つてまいりました岡山県倉敷市真備町であり

ますけれども、平成30年7月の豪雨により大変な洪水が起きたところでございます。そこで少し調べさせていただいたんですが、この水害で亡くなられた方が51名だそうであります。そのうちの8割以上の方が住宅内で発見され、そして、ほとんどの方が65歳以上の高齢者であったと。そして、残りの方は、体が不自由で動けなかったということでございます。

そんな意味において、この新市街地計画の中に、当然子供さんもそうですが、お年寄りの方たちも楽に避難できる、そんな施設があったらと思います。富吉南地区には希望の丘という避難場所がございますが、我々も利用させていただいておりますけれども、階段はちょっと我々お年寄りには少しきついかと思います。そんな意味において、せっかく新しいまちをつくらうとしておるわけでありますので、誰でも避難できる、そんな施設の検討も必要かと思えます。

そこで、先ほどの話であります、災害に対してご協力いただける企業さんを優先的に誘致を図りたいと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

アンケートにつきましてですが、ちょうど現在いろいろな業種の企業の方、約200社に対して、進出意向などについてのアンケートを実施をしております。この調査結果につきましては、準備委員会の皆様にも報告をさせていただき、誘致する企業の選定にお役立ていただければと思っております。

先ほども回答させていただきましたが、企業等の誘致を図る際は、避難所として協力していただける施設を誘致しまして、町として協定の締結をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 佐藤 茂君

どうもありがとうございました。

昨今ですけれども、本当にいつ大災害が起きても不思議ではないわけであります。避難場所というのは、どれだけあってもいいわけでございます。先般の台風10号のとき避難しようとされた方が、このコロナウイルス禍によって避難できない、または制限するという、テレビで言うておりました。本当にこれではと思うわけでございます。とにかく避難場所としてご協力いただける企業さんを最優先にしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になりますけれども、コロナウイルス禍により、日本、そして全世界が大変なことになっているわけであります。その影響を受け、本当に多くの方が困っておみえであります。私どもの会社もその影響を受けているのかなと思われるわけでございます。

このことでこの地域の方から、このような状況で区画整理の資金源である保留地が売れるのかという声も出てきておるわけでございます。しかし、私としては、先ほどからいろいろ

な質問をさせていただいておりますが、えらそうなことを言うつもりはございませんが、この事業を進めていくことで、20年、30年先の将来のこの地域、この地区を救うことになると思います。

このコロナウイルス禍が世界中に広がり、そして経済的にも大打撃を受けております。蟹江町も同じことだと思っておりますが、町としての富吉駅南まちづくりに対して、このウイルス禍をどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の脅威から解放されるには、まだまだ時間はかかると思いますが、これから将来にわたりまして下がり続けるわけではなく、回復傾向となる時期は必ずやってくると思います。

現在、保留地を販売している組合や、ここ1、2年に販売する組合にとっては、不安要素であることは間違いないとは思いますが、富吉地区においては、保留地販売の予定は数年後となるため、組合の資金計画や保留地販売方法など、健全運営のための対策を図る時間は十分にありますので、しっかり準備に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、佐藤議員、富吉駅南のまちづくりについてご質問いただきました。

まず、佐藤議員におかれましては、この地区が平成22年にマスタープランの中でまちづくり検討地区として位置づけられたところでもあります。その後、私の記憶でいきますと、平成25年に、この地区のお住いの方たちが勉強会を立ち上げられました。これは、佐藤議員中心に現在まで一生懸命やっておられるなという感覚を持っております。そして、その中で、佐藤議員も関係者の皆さんの先頭に立って説明会の開催、そして土地所有者への説明、そして様々な課題にトライしていただきましたこと、まずもって感謝を申し上げます。

土地区画整理事業は、これ再三、いろんな議会の中で答弁してまいりました。当然、良好な市街地形成に必要な事業でありまして、非常に有効な整備手法であるというふうに町は認識をしております。特に、町は区画整理事業の先進地でありまして、過去に実施した土地区画整理事業の現在、これを見ていただくと明らかに分かります。昭和50年代から平成にかけて行われた西尾張中央道の関連土地区画整理事業、これは庁舎の周りの第二学戸、そして、温泉近くの学戸、新田、そして、今地区と、この区画整理事業が行われました。そして、新しいところですが、現在、JR橋上駅の整備中の北側の、先ほど質問がありました、JR蟹江北の土地区画整理事業など実施をしております。これ全体を見ていただきますと、いずれも良好な市街地が形成されまして、現在多くの住民がお住いになって、次々と新しい住宅も建っておる状況であります。

町もこの土地区画整理事業には投資をしてまいりました。基盤整備事業への財政支援は町の、先ほど佐藤さんがおっしゃったように未来への投資であります。住みやすいまちが新たにでき、そして、結果として未来永劫、人が住み、そしてその活力が生まれ、その結果として、町の財政基盤を含めた税収の増につながっていくわけでありますので、当然町の発展する基盤として考えております。富吉の南地区のほうもその位置づけにあると、町のほうはしっかりと認識をしております。

そして、今日質問いただきました実施後に、この地区にどれだけの人口増加を見込んでいるのか。また、地区必須の排水対策、これは蟹江町全般に言えることではありますが、その関連。そして、現在取り組んでいる企業誘致、そして公共施設、保育所、公共の施設誘致等々、いろんな質問については、担当がるるお答えしたとおりであります。

そして、新型コロナウイルスの関連についてご質問いただきました。これは、担当がお答えしたように、確かに事業に影響ないとは言えません。不安定要素の一つであります。特に注意したいのは、土地区画整理事業は事業計画を立てますが、そこの中の資金計画に多くの比重を占めるのは、保留地処分の売却になります。佐藤議員がおっしゃったように、保留地処分の売れ方いかんによっては事業の成否にかかるわけでありますので、当然、町といたしましてもその地価の動向を、先ほど言いました昭和から平成にかけての区画整理事業は、土地の地価が右肩上がりの段階でありました。ですから、事業についてはわりかしやりやすい状況にあったのかなど。ただ、そうはいうものの、昨今の状況を見ても、確かに地価は平たんになっております。ですから、この件に関しましても、しっかりと町とそれから皆さん方と議論させていただきまして、例えば、保留地の位置、そして面積等を含めて、適正な事業計画、資金計画を立てるような、そんなお助けをしたいなど、そのように考えております。

そして、いよいよこの同意率も85%を超えました。そして、この事業も来年あたりには市街化区域への編入の準備、それから事業計画案の検討など、次の段階に入るといふふうに町は考えております。

佐藤議員におかれましても、本当に一生懸命取り組んでいただいております。今後も引き続き、この新しいまちづくりの先導役、トップランナーとしてご指導いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、町といたしましても、今まで以上にしっかりとサポートさせていただきますので、よろしく願い申し上げます、私の答えとさせていただきます。

○10番 佐藤 茂君

ありがとうございました。それでは、引き続きこのまま頑張っていくということで、よろしく願いいたします。

最後でございますが、私のあれですけれども、最近、地権者の方と話をさせていただいて

いることではございますが、今ではないですよ、20年、30年後の先のことですよと、よく私は口にするわけでございます。言っていることが自分でもあまり分かってなかったような。でも、最近ちょこっと分かってきたような気がしまして、最近のことでございますけれども、地権者の方と話をさせていただいているときに、今有益になるような話を持ってこなければ賛成はできないというようなことを言っておられる方がみえました。そこで、また私、口ぐせのように、いやいや、そうではないんですよ、これは将来に向けてやることですよと言ったわけでございます。

しかし、これから先、この方にとって、これから先祖の土地を守っていこうとしてみえる方でございます。そういう方に対しては、負のほうが大きいのかなという気がするわけでございます。固定資産税は上がるは、土地は削られるは、土地が削られるのが嫌なら、清算金を払ってくださいと。これあまりいいような話ではないのでございます。そういう意味において、この方にとっては、今現状としてはあれかもしれないですけども、しかし、私が思うに、この方にとっても、また次世代の方にとっても、将来的なことを考えますと、間違いなくいいことのほうが多いような気がするわけでございます。

先ほど話がございましたように、これからも頑張ってまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私一人でできませんので、私も協力させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で佐藤茂君の質問を終わります。

ここで、子ども課長の退席と政策推進課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午前11時20分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時23分)

○議長 安藤洋一君

質問4番 伊藤俊一君の「我が蟹江のまち作りについて」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「我が蟹江のまち作りについて」と題しまして質問をさせていただきます。

蟹江町議会におきまして新型コロナウイルス感染症禍の中で、感染予防対策として一般質

問をできるだけ1問に絞って、いわゆる凝縮をして質問をするという申し合わせがありました。私は、4点まとめて質問をいたしたいと思います。

私は、蟹江町都市計画プラン、地域まちづくり方針案を見まして、再度確認をいたしたいと思いましたが、お聞きをいたします。

まず、第1点目の質問であります。今須成線の進捗状況についてであります。

2点目が、東郊線の早期拡幅についてであります。

3点目、JR蟹江駅の開発計画についてであります。

4点目は、富吉駅南地域の開発について、先ほど佐藤議員がされておりました地域のことをお尋ねをいたします。

質問の1点目であります。

今須成線の進捗についてお尋ねをいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

今須成線の進捗についてお答えをさせていただきます。

今須成線の用地買収の進捗状況につきましては、JR南地区区間で全31筆中の15筆を買収済みでございまして、残りの16筆は未買収となっております状況でございまして。令和元年度の用地取得の交渉としましては、相続の案件がありまして、そちらについて用地交渉を行いましたけれども、本事業の理解が得られずに不調となっておりますという状況でございまして。

未買収の土地におきましては、集合住宅等があり難航することも予想されますが、土地利用状況を確認しながら高架事業の必要性にご理解いただくよう、粘り強く交渉を行い、早期の土地取得を目指し、事業推進に努めてまいり所存でございまして。

以上でございまして。

○7番 伊藤俊一君

私が議員になりまして26年目になるわけですが、この今須成線について、質問をたしか15回か16回させていただいておりますけれども、なかなか進んでこない。やる気があるのかないのか。最後には、町長にその辺の気持ちを語っていただきたいなど、そんな思いがあります。

平成10年の完成を目標に始まったこの計画であります。今の説明では、用地買収ができていないのが16筆、早期に土地取得が完了するように事業推進に努めてまいります、当たり前の話であります。これで、この答弁で先が見えるのか、そういった思いがございまして。

また、蟹江町の都市計画マスタープラン、地域のまちづくりの方針案に、今須成線、そして須西線の道路表示はしてはありますけれども、道路名が入っていない。どのような考えで策定をしておいでなのか、お聞きをするわけですが、この肝心要の今須成線、これに名前が入っておらんということはいかかなものか。昔、もう20年、25年前でありますけれども、あそこはおばけ道路、そんな話を聞いたことがありますけれども、じゃ、いまだに

そのまま、おぼけ道路のままで、私が質問するたびに、今須成線、今須成線と言っておりますけれども、そういったマスタープランの中にも名前が書いてないということについて、ちょっと不思議に思う。お尋ねをいたします。

○土木農政課長 東方俊樹君

買収のめどといたしますか、予定ということに関して、まずはお答えをさせていただきたいと思っております。

今時点では、明確な完了時期というのをお示しすることはできませんけれども、JR南地区の区間の用地買収というのは、平成14年から着手をしております。当時からの状況等も変化しておりますので、改めて問題点を整理いたしまして、地権者の状況に応じた交渉に努めてまいりたいと考えております。

用地買収のめどについては、以上になります。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

都市計画マスタープランの道路名の表示についてお答えをさせていただきます。

現在、蟹江町都市計画マスタープランの地域別構想案を意見公募しております。その中で道路名が表示してあるものが、都市計画道路と、あとは主要な県道についてのみ表示をしております。議員のご質問にありますとおり、今須成線などのその他主要な町道については、表示がしていないような状況でございます。

ただ、ご指摘のとおり、その他主要道路につきましても表示のやはり整合性を図る必要があると思っておりますので、今回の意見を踏まえまして修正を図りたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。そんなことで、ぜひ入れていただけるとマスタープランも見やすい、そんなふうになります。

そして、質問の2点目であります。

東郊線踏切の早期の拡幅について、これも何度もやっておりますけれども、現在のところどんなふうに進捗をしているのか、まずお聞きをしたいと思っております。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、今のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

平成29年1月27日付で、東郊線踏切が、踏切道改良促進法に基づいた法指定の踏切となっておりますが、その後JRとの打合せや東郊線踏切改良協議会を設置しまして、愛知県踏切改良協議会合同会議も開催されまして協議を行ってまいっております。令和元年10月3日には、東郊線踏切改良協議会を個別で開催もしております。

これまでの協議の結果の中で、東郊線踏切は交差化事業を実施することを前提としながら、踏切を1か所廃止することを必須条件としまして歩道拡幅が実施できると、JRのほうとも

確認を取っております。

しかし、平成27年3月28日付で、蟹江川踏切の廃止について住民説明会を開催しましたが、理解が得られず、拡幅が実現していないという状況でございます。

今年度は、地方踏切道改良計画書というものを作成する必要がございまして、こちらも鉄道業者と話をしながら作成するものでありますが、こちらの計画書には、改良方法としまして立体交差化、踏切道の改良と一体となってその効果を十分に発揮させるための事業としては、歩道拡幅を記載していく予定でございます。

以上でございます。

#### ○7番 伊藤俊一君

今日は土木農政課長、初デビューのようで、昔の話は相当勉強をしておみえになったのではないかと思いますけれども、今日傍聴席に古い、先輩の土木関連の方も傍聴にみえておるようではありますけれども、懐かしい方ばかりであります。

それ以来、なかなか進んでないんですね。先ほども話ありましたように、平成29年に東郊線踏切が危険踏切と法指定をされた。これでちょっと喜んだわけではありますが、全く変化がなく、いわゆる都市計画道路として交差化事業が必須であるということ、そして、踏切を拡幅するには踏切を1カ所閉鎖をしないと、いわゆる廃止をしないと駄目だ。これは、危険踏切に指定される前から同じことなんですね、これね。こんなことで、事が進まない。

JRは、いよいよもう完成間近になってきた、JR蟹江駅。そして、北側はあのように入人口も増え、本当にいい町並みができた。そういった中で、東郊線の踏切は、いつ事故があってもおかしくない状況がずっと続いている。いろいろうるさく言っておると、いや、あれ、危ないんで事故がないんだ、気をつける、それもそうかも分からんけれども、やっぱりもう少しスムーズに通れる踏切が欲しいよなというのが、蟹江町民の願いだと思えます。

そういった中で、以前に蟹江川堤防の廃止、これについての説明会があった。私もうかつにしておりましたけれども、反対者ばかりが集まって説明会があるものだから、反対ですよ、そういった結果が出て、いまだに説明会をしようとかどうとかという話がない。いよいよJRの駅も完成間近になり、この時期に踏切の拡幅の話が前に進む状況はつくりたいなと、何とか蟹江川堤防の廃止について説明会を行っていただいて、地元地域の皆さんの賛同が得られないかなという思いで、質問に立たせていただきました。

こういったことを、それについては、須成の人は、またその近くの地元の人は、あの伊藤俊一というのはあんなこと言っておるけれども、今度はもうちょっとあかんなというようなことは、私は全く思っていないし、堂々と蟹江町、またこの海部地域全体のために、あの東郊線の拡幅の必要性を訴えてまいりたい、そんなふうに思っておるわけであります。

そして、以前にもあの踏切の頻度を調査をしていただいたと思えますけれども、全く何に使っておるか、犬の散歩に使っておった、ジョギングに使っておったというようなことで



あります。そういったことぐらいは我慢をしていただいて、東郊線の危険な踏切を解消しようではないかというような思いでございます。

こういった意味において、どうか土木農政の担当として、これからそういった方向に向かって努力をしていただきたいと、そんなふうに思いますが、いかがでございますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

今後、やっぱり一度不調になったということもございますので、地元調整しっかりさせていただきながら、そういったことができましたら住民説明会を開催することを検討していきたいというふうに考えております。その際には、踏切の利用状況についても再調査を行っていきたくて考えております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

そんなことで、できるだけ早い時期に行っていただけるとありがたい、そんなふうに思います。

それと、やっぱり東郊線の拡幅、踏切の拡幅、高架化、こういったことにつきましても大変な費用がかかるというようなことで、以前から町長もいろいろと県に対して県道に格上げをしてほしいということは、もう何年も前から言っておみえになると思いますけれども、これもなかなか進んでこない。ぜひ、これについては、海部地区と一体になって、ちょっと強気に運動を進めたい、そんなふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。この進捗については、町長のほうがいいかね。県道に関わりの話は、いいかね、課長で。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、東郊線の県道への格上げの件で、こちらの回答をさせていただきます。

愛知県議会建設委員会におきまして、毎年、格上げについての提案書を提出し、要望を行っております。

また、市町村別事業調整会議におきましても、毎年、要望事項として提案をしております。

愛知県の回答といたしましては、県道網の再編をして、不要となる県道を町道へ移管する必要があること、また、この地域における南北の幹線道路の整備に関しましては、日光川右岸堤の防災道路事業を進めておりますので、この事業の進捗状況を踏まえまして検討していきたいというふうに聞いております。

今後につきましても、この県道への格上げの要望につきましても、引き続き行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

町長に聞いても同じような答えだと思いますので。とにかく早い時期にやっていただくように、これは当たり前の答弁ではよくないと思うよ、この東郊線なんていうのは特に。本当に危険な道路でありますので、その辺をよくご承知いただいて進めていただきたい。

3つ目でありますけれども、JR蟹江駅の開発計画についてお尋ねをいたします。今どのように進んでおりますでしょうか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

自由通路と橋上駅舎の工事につきましては、先回の議会でもご質問いただいて、予定どおり進んでおりますというお答えをさせていただいたんですが、その後も予定どおり進捗はしております。現在は、足場につきましても徐々に撤去されまして、自由通路、橋上駅舎の姿が見えているような状況でございます。

続いて、北側の駅前広場につきましては、今年の10月中旬頃までにはヤードのほう撤去される予定でございまして、その後、町にて駅前広場の整備を施工する予定でございまして、こちら、1月下旬の供用開始までには、公衆トイレを含め、おおむね完了を予定しております。

一方で、南側の駅前広場につきましては、今年の12月中旬頃には、現在のヤードが撤去され、続いて、仮駅舎の撤去を行うためのヤードが仮駅舎付近のほうにできる予定でございまして、12月中旬頃、ヤードが取れました後には、供用開始までに利用者の安全性と利便性を確保するため、自由通路付近の整備を行いたいと思っております。

また、来年度につきましては、南側にも北側と同様の公衆トイレのほうを設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

大体順調に進んではおると。これからが問題ですね、買収という大きな仕事があります。これについても、やっぱりいろいろと努力をいただいて、一日も早く買収を完結していただきたい。早く、いわゆる本町線のほうへ近づくというような形に取り組んでいただきたいなと、そんなふうに思います。

蟹江町の都市計画マスタープラン、地域のまちづくり方針案の地図にも、JRの蟹江駅南周辺に、近隣公園として計画に、駅前地区の公園として入っておるようではありますが、これも少しでも早く開発計画が進みまして、駅前地区のコミュニティの場として、場所としての活用が見込まれますので、早期の実現をお願いをいたしたいと思っておりますが、いかがでございませうか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

JRの蟹江駅南側につきましては、現在策定中の都市計画マスタープラン、緑の基本計画におきましても、公園の利用圏域のカバー率というものから、この区域に公園が不足していることもあるものですから、整備方針には示していく予定でございます。

一方で、南側の整備予定としましては、自由通路、橋上駅舎化事業の事業効果の早期発現のため、南駅前線を整備をしていきたいと思ひまして、第1期工事として駅前広場からロイヤルステージまで、第1期工事の進捗に合わせまして、第2期工区としてロイヤルステージから蟹江消防署まで、県道弥富・名古屋線までの整備を進めていきたいと考えております。この南駅前線の整備と併せて、公園の整備につきましても整備を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

4点目であります。富吉駅南地域の開発についての進捗状況をお尋ねをいたします。先ほど佐藤議員がいろいろ質問をされておりましたけれども、重複するところは当然あるかと思ひますが、私もひとつ勉強したいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。議員もおっしゃったとおり、佐藤議員の回答にも重複するところもあるかと思ひますが、ご容赦ください。

まず、現時点で仮同意率なんですけど、地権者に対しては約87.3%、地積、面積当たりでいきますと約83.5%の仮同意を得ているおる状況でございます。土地区画整理法上では3分の2ということが規定されているわけでございますが、愛知県は仮同意率が85%以上ということを推奨されておりますので、これに向けて仮同意の収集に現在努めているところでございます。

また、令和3年度の市街化編入を計画をしておりまして、その協議を県と行っているところでございます。

また、これも先ほど佐藤議員の回答と重複しますが、店舗の誘致のために、約200社を対象にしたアンケートを実施しておるところでございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

とにかく蟹江町として、そういった開発はどんどん進めていただいて、本当に住んでよかったと言われるようなまちづくりにしなければいかんと、そんなふうにお願ひしておりますけれども。

私が議会で蟹江警察署、蟹江警察署が新しくできたということで、いわゆる議会の皆さんと新しい蟹江警察署を視察に行きました。そのときに思ひましたね。親切にいろいろと見せていただいて2階の案内を受けたときに、2階にボートの収納庫がありました。収納庫から

南を見ると、国道1号線、1号線の南側、奥ですね、そこがいわゆる新しく開発を計画されているところだということでもあります。私が2階からいわゆる1号線より南を見ますと、相当な高低差なんです。これは、蟹江警察署としてここにボートの発着所を2階に造ったということは、いわゆるその辺まで水が来るという想定があるのかなと、そんな心配をいたしました。

そういったことで、とにかく同僚議員の肝煎りで開発が進んでおることは事実でありますので、これ、こんなことで、いろいろと水は一番皆さん敏感になっている地域でもありますし、上手にどのように地権者、その地域の皆さんに説明をして、この開発計画を進めておいでになるのか、それが知りたかったんですね。お答えいただけますか。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどおっしゃいました蟹江警察署の建物、ちょっと確認をしてみたんですが、1階のフロアが少し通常の建物より高いような形になっておりまして、実際、蟹江警察署のボートの発着所である2階と南側の地区の高低差は約6メートルぐらい、約6メートルぐらいになりそうな状況です。

ただ、実際、佐藤議員の質問の中でもご回答させていただいたんですが、富吉南地区につきましては、最大で3メートルの浸水想定ということになっておりまして、県と協議を重ねている中でも、実際水害対策についていろいろ心配をされているところでございます。当然のことながら、準備委員会の皆様にも、水害の対策が必要である地区であるという説明は行っております。町としましても、調整池の整備のほか、新たな減災対策を図っていきたいというふうに考えております。

また、ハザードマップにおける所在地の説明を行うということが、契約締結時の重要事項説明の中でも必須になったということでございますので、将来、土地を取得する方にも、地域の特性を周知されることになるのかと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

とにかく慎重に説明だけはしていただきたいなど、そんなふうに思います。

最後になりますけれども、蟹江町のまちづくりは着々と進んでおりますけれども、質問をいたしました4点、これは特に気になる案件でございます。最善を尽くして前に進めていただきたい。

そして、蟹江町においては、以前に、三世代ふれあいプラザを舟入地区、舟入学区、学戸学区に建設されました。他地区や須成、須西学区に建設が進んでおりませんし、計画もまだ耳にしたことがございません。これらは当時の町総合計画に計画され、計画に基づき整備されたものと思っておりますが、その他の学区について、第5次総合計画には計画されていない

いのか。政策推進室長、お答えいただけますか。

○政策推進室長 黒川静一君

第5次の総合計画の関係でございますけれども、現在ですけれども、中堅職員のワーキングとか各課のヒアリングを行って策定を進めておるところでございます。

ご質問のありました三世代ふれあいプラザの舟入、学戸地区、そのほかの地区の計画については、これらの議論の中でも、特段議論等はございませんでした。そういった関係で、現時点では、第5次の総合計画には記載されてはございません。

しかしながら、第5次総合計画は、現在策定の作業をしておる真っ最中でございます。そういった関係で、関係部署との意向を再度また確認をしながら、策定をまた進めてまいりたいと思います。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

タイミング的には滑り込みセーフかも分かりませんが、この担当部長は民生部長ですか、お尋ねをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま議員のほうから、須西小学校区においての三世代ふれあいプラザのご提案をいただきました。ふれあいプラザにつきましては、小学校区の設置となりますので、須西小学校区においては須成、藤丸、西之森本田、中瀬台団地、そして今区の一部、この5つの地区のご同意であるとかビジョンであるとか、そういったものの合意形成が私どもとしては知りたくもありますし、そういったところを確認させていただきたいと思っております。そういったご要望等をいただいた上で、事業のほう、また計画のほう、策定のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

そんなことは当然必要であろうと思っておりますので、各地域の町内会長、区長さんにいろいろとお話をしながら、またお願いに行くかと思っておりますので、その節はどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

そんなことですので、政策推進室長、いつまでにそういった意見が出たのを取り入れていただけるんですか。

○政策推進室長 黒川静一君

早急にということになりますけれども、何しろ今年度中にはもう策定をしなければいけませんので、今本当に大詰めのところに来ておりますので、早急をお願いをしたいと思います。

○7番 伊藤俊一君

はい、分かりました。ありがとうございます。

そんなことで、いろいろと余分なことを申し上げましたけれども、蟹江町が本当に住んでよかったと言われるようなまちづくりに、ひとつ骨折りをいただきたい、こんなふうに思いますので、お願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

ここで、政策推進課長、まちづくり推進課長、土木農政課長の退席と、安心安全課長、介護支援課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。午後1時から再開します。

(午前11時59分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 安藤洋一君

皆様のお手元に飯田雅広君の一般質問に関する資料の配付をいたしておりますので、よろしくお願いたします。

質問5番 石原裕介君の「安全運転対策支援について」を許可いたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○4番 石原裕介君

4番 新風の石原です。

議長の許可をいただきましたので、「安全運転対策支援について」質問をさせていただきます。

愛知県の交通事故発生状況令和元年中によると、令和元年に交通事故で亡くなられた方は全国で3,215人、都道府県別に見ると、千葉県が最も多く172人、続いて愛知県が156人で2位となりました。平成15年以降16年続いた1位を返上しました。愛知県の交通事故死者数を年齢別に見ると、65歳以上の高齢者が80人、25歳から64歳の一般が60人、16歳から24歳の若者が14人、15歳以下の子供が2人となっています。高齢者の死者数は全年齢の死者数と同じく減少を続けていますが、全死者数の中で高齢者が占める割合は、細かい増減を繰り返しながらもじわじわと増加を続けています。人口ピラミッドの推移を考えれば、今後も高齢者の比率の増加傾向は続くと思われま。

また、人口10万人当たりでは、高齢者の死者数は5.01人で、全年齢の2.54人の2倍近く、衝突軽減ブレーキの普及や自動運転の導入が交通事故撲滅の鍵となればと思います。

それでは、質問いたします。

高齢者ドライバーが加害者、被害者とならないために、どのような対策を行っていますか、お聞きいたします。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問のありました高齢者ドライバーの交通安全対策等についてお答えをいたします。

高齢者ドライバーのブレーキ、アクセルの踏み間違いによる交通死亡事故等々が全国的に深刻化しております。また、高齢者が被害者となるケースも増加しており、高齢者に対しては、事故に遭わない、起こさないということを、長寿会やサロン等で蟹江警察署と連携をして交通安全教室を開催し、啓発及び周知をしております。

また、弥富市、飛島村及び蟹江警察署と合同で、年1回の海部南部高齢者交通安全総決起大会を開催をし、高齢者の交通安全対策を周知しております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

では、免許証を自主返納された方、ここ数年、返納者数はどれぐらいか教えてください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、ご質問の免許証の自主返納者数についてのお答えをいたします。

蟹江町単独でのデータはございませんが、愛知県警の資料によりますと、蟹江警察署管内、蟹江町と弥富市、飛島村、3市町村の免許証の自主返納者数は、平成30年1月から12月におきまして368人、平成31年1月から12月におきましては487人、直近2年間で合計855人の方が自主的に免許を返納されております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

本当にたくさんの方が免許証を返納されているとは思いますが、何か話を聞いていますと、この返納された方に運転経歴証明書というのが発行されまして、その証明書を何か見せると何か特典があると聞いたんですが、どのような特典か、お聞かせください。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、運転免許経歴書の提示での特典ということでございますが、運転免許経歴証は自主返納者に対して交付されるものでございます。蟹江警察署による高齢者安全運転サポーター制度がありまして、運転免許経歴証の提示によって特典を受けられる企業が、3つの店舗、企業等々ございます。また、蟹江町の商工会が取りまとめをします企業、店舗も9つあると認識をしております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。何かこれを見せると、蟹江警察署の中で、今、蟹江町の商工会で特典があるという話なんですけれども、では、蟹江町独自で何か特典というか、返納された

方に何かされているのか、お聞きします。

○安心安全課長 高塚克己君

町独自の特典があるかというご質問でございますが、免許自主返納された方への蟹江町独自の特典は、現在のところございません。

○4番 石原裕介君

町独自では、返納された方には特典はないということなんですけれども、隣の弥富市さんとかほかの市町のところには、返納されるといろいろな特典を出されているところが多数あります。せっかくこんなにも、855人の方たち、まだまだこれから返納される方がみえるとは思いますが、蟹江町も何か独自で、そう負担がかからないと言ってはあれですけれども、例えば祭人（さいと）の金券を配って、ちょっと祭人（さいと）で物を買ってもらったり、今、祭人（さいと）でも野菜やら、ちょっと夏過ぎましたけれども、かき氷やソフトクリーム、いろんなものを今販売しておりますので、それもちょっと祭人（さいと）を盛り上げるために祭人（さいと）の金券を配っていただくとか、例えば泉人（せんと）のお風呂券をちょっと配ったりとか、それでちょっと泉人（せんと）を宣伝するという意味もありますし、また、尾張温泉さんも9月、もう間もなくオープン、新しくリニューアルされると思うので、尾張温泉を利用させていただくということにも、温泉の券を配布していただくとか、何かせっかくなので、返納される人が喜ばれるような特典をつくってほしいと思いますけれども、お考えはありますでしょうか、お願いします。

○安心安全課長 高塚克己君

蟹江町独自の特典ということでございますが、議員がおっしゃったように、ほかの市町ではコミュニティバス等々の回数券等を配っているところもございます。蟹江町としましては、お散歩バスを現在のところ無料で運行しておりますが、他の施策につきましても関係各課と連携して検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ぜひ少しでも返納された方が喜んでいただけるように、何か特典を考えていただければうれしいですので、よろしく願いいたします。

次に、急発進等抑制装置について質問いたします。

ペダル踏み間違い事故が近年発生しています。車の運転中にドライバーがブレーキペダルとアクセルを踏み間違えることによって発生する事故で、交通事故総合分析センターによると、ペダル踏み間違いに起因する事故は年間4,000件以上も発生しており、その加害者は75歳以上の高齢ドライバーに多く、国土交通省の資料によると、2017年に新車のペダル踏み間違い・急発進等抑制装置の装着率は65.2%を超え、新車に取り付ける方は増えてはきていますが、しかし、これは新車に限った話で、これまでに販売された多くの車が急発進の抑制装



置を装着していない。安全のためとはいえ、そのために新車を購入するのは難しい、乗り慣れた車を手放したくないという人も多いことから、所有する車に後づけするタイプの急発進等の抑制装置が求められています。この踏み間違い装置、また急発進の抑制装置はどのような装置なのか、お聞きします。

○安心安全課長 高塚克己君

ご質問ありました安全運転支援装置につきましてお答えをいたします。

踏み間違い加速抑制装置とは、停止をしているときや徐行のような低速走行時に、アクセルを強く踏み込んだ際に踏み間違いを検知し、警報音とともに急発進を抑制をいたします。装置の種類によりましては、壁や障害物を検知する機能がついているものもございます。

以上です。

○4番 石原裕介君

この装置ですけれども、新車に今多く、65.2%を超えるように取り付ける方が増えてきていますが、新車を買ったときに、この装置がついている場合、補助というのはついているのでしょうか。

○安心安全課長 高塚克己君

新車にも補助があるかというようなご質問でございますが、お答えをいたします。

新車で安全運転サポート車、自動ブレーキでありますとか、踏み間違い加速抑制装置等々を装着した車を購入された場合には、経済産業省による安全運転サポート車普及促進事業費の補助金、いわゆるサポカー補助金の適用を受けることができます。令和2年度中に65歳以上になられる方を対象に、普通車で最大10万円の補助を受けることができます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

新車のほうを買うと10万円、国からサポカー補助金で補助がいただけるということですが、では、今現在乗っている車にその装置をつけた場合は、町として独自で補助はされていますか、お聞きします。

○安心安全課長 高塚克己君

ご質問のございました、町の安全運転支援装置等々の補助金についてお答えをいたします。

蟹江町では、今年度中に65歳以上になられる方、申請者が車検証の使用欄と同一の方、国土交通省の認定品である後づけの当該装置をつけられる方を対象に、補助率5分の4、障害物のセンサー機能付きのもので上限3万2,000円、センサーなしのもので上限1万6,000円の補助金制度を、7月1日から運用を開始しております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

町のほうも後づけされた方に補助を今出している、7月1日から行っていると

いうことですが、では、今この7月1日から始まった補助の申請された件数は分かりますか。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、補助の申請された方の件数についてお答えをいたします。

7月1日から申請の受付を開始しておりまして、8月末現在で35名の方が申請をされております。内訳につきましては、7月が22名、8月が13名の申請状況となっております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

7月1日から補助が始まって、7月が22名、また8月が13名で35名ということで、かなり結果的には多いほうかなとは思いますが、これの申請の、僕はあまり見たことないんですけども、周知方法はどのようにされていますか。

○安心安全課長 高塚克己君

町民への周知方法についてお答えをいたします。

制度開始に伴いまして、7月1日付で町民に対しまして、広報誌、町の公式ホームページ、回覧板で周知を行いました。また、蟹江町交通安全推進協議会や蟹江町交通指導員連絡会等には、個別で制度概要のチラシを送付をさせていただいております。

今後の周知予定といたしましては、再度、制度概要のチラシを回覧にて10月1日付で周知をする予定でございます。また、その他交通安全教室等々でも周知をしていく考えであります。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

私が思ったんですけども、提案といたしまして、せっかくですので民間の自動車ディーラーの方にも協力していただいて、点検のときや車検のとき、修理のときなどに高齢者の方がおみえになったら、今、蟹江町独自でこんな補助をやっているよとか、または、ガソリンスタンド店にも協力してもらってちょっとチラシを張らせてもらうとか、本当にいろんな周知の方法があると思いますけれども、どうでしょうか。

○安心安全課長 高塚克己君

自動車業界等々への協力依頼につきましてお答えをいたします。

装置の取付け可能な町内の自動車ディーラーとかカー用品ショップ等には、制度の事前説明を行いまして、町民に対しまして制度の説明を行っていただくように、既にお願いをしているところでございます。

議員言われるように、ガソリンスタンド等々にもそういった制度のチラシ等々で啓発するということも、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

せっかくですので、そういう補助があったというのを知らないという人がいないように、周知のほうをよろしく願いいたします。

では、ちょっと話は変わりますが、今移動手段の一つとして、中京カローラさんと何か協定を結ばれたというふうに聞いたんですけれども、内容についてちょっとお聞かせください。

○介護支援課長 後藤雅幸君

ご質問についてお答えをさせています。

蟹江町とトヨタカローラ中京株式会社が、8月1日付で鍋蓋、南、舟入地区の移動支援に関する覚書の取り交わしを行いました。覚書の目的と内容は、次のようなことです。

目的としまして、一般社団法人トヨタ・モビリティ基金の助成金事業を活用し、蟹江町社会福祉協議会及び鍋蓋、南、舟入地区の住民代表が主体者として運営する地区の移動支援事業を事業継続することを目指し、緊密に連携、協力を努めるということです。

連携事項としまして、1つ目が鍋蓋・南、舟入地区の移動支援に関すること、2つ目としまして、移動を通じた住民サービスの向上、地区の見守り事業への支援、地域住民の憩い場やまちのにぎわいづくりに関すること、3つ目としまして、モビリティを通じた地域デザインの創造に関することです。

助成金事業の内容としまして、期間は、令和2年8月1日から24カ月。助成金は、最大2,000万円という内容になっております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

今、課長のほうから答弁いただいたんですけれども、ちょっと内容があまり分かりづらいので、もう少し、鍋蓋地区、また舟入とか、どのような感じで、その中京カローラさんと、これからコラボされていくのか、もう少しちょっと具体的に教えていただければ。お願いいたします。

○介護支援課長 後藤雅幸君

それでは、具体的な移動支援の内容について説明させていただきます。

日常生活において自家用車や公共交通機関の利用が困難で、買い物、通院、その他の社会的活動に支障がある高齢者を対象として、住民主体の移動支援ボランティアによる移動支援事業を行います。

具体的には、2年間、トヨタ・モビリティ基金の資金を活用し、トヨタカローラ中京からミニバンの提供を受け、スマートフォンのアプリを使って最寄りの乗り場からあらかじめ予約した地点、病院、スーパー、コンビニ、銀行などへ移動支援の車が送迎する事業でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

はい、ありがとうございます。買い物移動、本当に鍋蓋地区の人たちも大変だと思います。車、免許証自主返納された方も、自主返納したけれどもその後どうしたらいいんだろう、移動手段に本当に困ってみえると思いますけれども、中京カローラさんがこのように協力していただけると助かると思うんですけれども、他に、今は中京カローラさんがたまたまこの鍋蓋地区というところに、こういうふうな話は来たと思うんですけれども、私たち須西学区でも、北新田、西之森、中瀬台地区、ほかにもまだまだあると思うんですけれども、そういう他の地区にも、この移動支援というか、免許証返納した人たちも、返納しても、ああ、その後町がきちんとやってくれるんだなという、何かそのような支援策というのはお考えか、お聞かせください。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま介護支援課長から答弁をさせていただきましたけれども、この移動支援事業につきましては、介護保険管理の特別会計の中の事業として、生活支援体制整備事業の一環として、今はやらせていただいております。

今まさしく議員がおっしゃいましたように、当町におきましては、今回の事業主体であります鍋蓋・南、そして舟入地区のほかに、公共交通の空白地帯というのが幾つかあるということとは十分認識しております。

今後につきましては、今、トヨタ・モビリティ基金の助成が受けられます期間が2年間ございますので、この3つの地区が共同の協議体といたしまして、しっかりこの事業に取り組んでいただきまして、それが当町の公共交通の空白地域についてそれが補完できるかどうかということ、私ども介護支援課だけでなく、交通戦略の担当でありますとか、お散歩バスの担当、公共交通の担当でございますので、中で一緒になって検証させていただきたいというふうに、現時点では考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。これは大変なことかと思うんですけれども、70歳、例えば75歳になられた方々に単発でも、ちょっとタクシー会社さんと協力してタクシーチケットを配っていただくとか、今はお祝い金を渡したり、また障害者の方、また妊婦の方々にタクシーの協力は蟹江町はしていると思うんですけれども、それ以外に、本当は持続して何か返納された方、それから移動支援にタクシーチケットを少しでもお渡しして、少しでも地域にうまく、その人たちも移動できるように何とかならないかなと思うんですけれども、どうですかね、タクシーチケット、難しいとは思いますが。

○民生部長 寺西 孝君

先ほど運転免許証の自主返納制度の設置についてご提案を頂戴したところでございます。

安心安全課長のほうから、県内市町村の対策についてご答弁させていただきましたけれども、運転免許証を自主返納された方に対しましては、例えば地元の商店街で利用できる買い物券を出したり、交通系のＩＣカードの交付であったり、チャージをしたりとか、今まさしく議員おっしゃいましたようなタクシーチケットを配布したりと、県内いろんなところが取り組みを行っておるところでございます。

議員からは、今、運転免許証の返納だけでなく、例えば75歳到達年齢で何か一律の支援ができるだろうかというようなご提案であったかと思えます。非常にこれありがたい提案だと思っております、視点を変えれば、移動支援だけでなく、高齢者対策として、私たちがどうやってできるかということの中でもよく検討して、よりよい支援制度ができればいいなというふうに現時点では思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

全員が全員、例えば本当に70歳、75歳の方に一律に、例えば本当にタクシーチケットを渡していただいても、実際は全員が全員使われるとは思わないんです。やっぱり駅に近く住んでいる人もいれば、また、スーパーの最寄りの近くに住んでいる人、家族に協力してもらって移動できる人、いろんな家族、家庭によっていろいろさまざまだと思いますけれども、ぜひ検討していただいて、よろしく願いしたいと思えます。

では、最後に町長に締めていただきたいと思えます。

本当は急発進抑制装置等補助金を使って、なるべく多くの人に安心して安全で運転できるような装置をつけていただく。また、そんな逆に免許証を返納された方は、町が、返納してもうまく移動がしやすいまちづくりをつくっていただく。近い未来、自動運転、車もぶつからない車じゃないですけども、そんな時代が来ると思えますけれども、でもまだ近い未来といってもまだまだ先、10年、20年後、先かもしれません。やっぱり今現在ここにおいて、コロナ禍で大変だとは思いますが、コロナで、私も飲食店を経営しておりますが大変な思いはしておりますけれども、返納をされた方々はコロナ関係なく、本当に明日、あさってが大変な方々がたくさんみえると思えますので、町として何とかそういう流れをつくっていただきたいと思えます。町長、よろしく願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、石原議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、題目としては「安全運転対策支援について」ということではありますが、多岐にわたってのご質問、どこまでお答えができるか分かりませんが、またご指摘をいただければありがたいと思えます。

それぞれやる担当から、とりあえず今現在やっていること、今の状況をお話をさせていた

できました。特に今最後ご要望いただいた高齢者対策、これはもう交通安全も含めてでありますけれども、地域のコミュニティの状況が高齢化によってもう止まってしまっているところも現実あるじゃないか、限界集落化しているところもあるじゃないかというご指摘は、日々いただいております。高齢化率がもう今既に25%を超しております。65歳以上の方が9,500人以上、蟹江町はおみえになります。ただ、元気な高齢者を増やすという施策も、傍らやっつけていかなければいけない。それと同時に、11平方キロという、この名古屋の西隣のこの町が、コンパクトシティとしてこれからしっかり生まれ変わる、私はその一つのきっかけになるのが、このモビリティだというふうに思っています。

今回トヨタカローラ中京さんにご提案をいただいて、トヨタの基金2,000万円を使わせていただきます。カローラ中京さんも、ほかの自治体とはいろいろ協定を結んでおみえになるようであります。ただ、2年間という期限つきでありますから、我々としては、まずその3つの地域の皆様方が集まっておいただき、社会福祉協議会が基盤となって、主体となって、まずこの事業をやる。そうすると見えてくるんですね。例えば、うちのお散歩バスがどこまでどういうふうにフォローができるのか。じゃ、有料化に向かっていくのか。それとも、小型化して、もっと細かいところを回るのか。それから、外注にするのか。オンデマンドのタクシー、バスにするのか。いろんな方向性がこれから見えてくると思っていますので、そういうことも含めてしっかりと実証をやっていきたいというふうに思っております。

また、サポカー補助金については、国がある程度、今新車にはやっつけていただいておりますし、現在乗っていただいている方にも補助金、5分の4の補助率でありますけれども、そのことについては、しばらくの間多分持続されると思います。とはいっても、その傍ら、免許証を返納される方もどんどん増えてございます。そういう人たちのやっぱり移動手段、まさにモビリティであります。しっかりと確保していかなければいけないのは、これからの重要課題だと考えてございます。

蟹江町には3つの駅がございます。この3つの駅を十分活用して、そこを行き来できるだけのモビリティ交通をしっかりこれから考えていかなければいけない、前向きに考えていかなければいけないということをしっかりと思っております。

また、議員各位におかれましても、地域によっていろんな問題があります。11キロ平方といっても31の町内会、それぞれ皆さん思ってみえることも違うと思いますし、問題点も微妙に違ってくると思います。そういう意見を、また嘱託委員会だとか。

ただ、今回は本当に残念なのは、いろんな集まりがコロナという一つの3文字のえたいの知れない、私から言うと災害に近いようなものであります。これによって寸断をされてしまっている。コミュニティが本当にこれも寸断されてしまっているというのが、本当に残念でなりません。しかしながら、間違いなく明けるときが来ると思っていますので、しっかりそのときまでに整えていかなければいけないと思っておりますので、また議員各位にはご協力をお

お願いしたいと思います。

以上であります。

○4番 石原裕介君

ありがとうございました。

これからも人口減になっていきますが、高齢者率は増えていく一方でございます。コロナ禍で大変でしょうが、事故のないまち、また、移動手段に厚いまちにしていただきますようお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、石原裕介君の質問を終わります。

ここで安心安全課長、介護支援課長の退席と、政策推進課長、まちづくり推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後1時33分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時33分)

○議長 安藤洋一君

質問6番 戸谷裕治君の「近鉄蟹江駅南側地区は重要ではないのか？」を許可いたします。

戸谷裕治君、質問席へお着きください。

○6番 戸谷裕治君

6番 戸谷裕治でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

題名は、「近鉄蟹江駅南側地区は重要ではないのか？」ちょっと言葉が欠けておりますけれども、開発として重要な地域じゃないのかという意味も含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、こちらのほうの、皆さんはよくご存じですね、32年度、これが目標値できましたマスタープランですね。こちらのほうから抜粋して、少し読み上げさせていただきます。

まず、蟹江町が目指す将来都市像ということで、蟹江町都市計画マスタープランより引用させていただきました。平成32年度が目標年次でございます。通勤通学の流動状況を見るように、名古屋市をはじめとして周辺都市との交流連携が深まっております。今後本町においても大幅な人口増が望めない状況にあって、さまざまな分野における広域的な交流、連携によって町の活性化を高めていく必要がある。また、市街地整備及び住宅宅地供給においては、近鉄蟹江駅、JR蟹江駅周辺の基盤整備、市街化区域に隣接する市街化調整区域における宅

地化の抑制及び適正な市街地編入の検討、また、交通体系では、名古屋港との連携を強化する広域交通体系を構築するために、名古屋市と周辺都市との連絡強化、自動車と公共機関が共存する地域づくりを、とあります。

まず、これを踏まえまして、いろいろ内容があると思うんですけども、まず、近鉄蟹江駅南の宝地区開発検討委員会が行った地権者に対するアンケート調査結果が、本町に提出されていると思います。町内地主の90%以上、そして町外も含めると約82%以上の回収率のアンケートが、お手元にまいていると思います。そのアンケートについて少しお答え願いたい。感想といいますか、どういう思いをされたかということで、お願いいたします。

○まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃったように、全体で83%、蟹江町内の方だけでいくと90%ということで、大変回収率の高いアンケートでございました。実際昨年12月にアンケート結果報告会というの開催をされておったかと思うんですが、課の職員も実際参加をさせていただいて、場の雰囲気分かるといいますか、ということをさせていただきました。ただ、実際、質問の中に市街化区域について、まちづくりの取り組みについてという2つの質問の中で、これもかなり高い数で、半数を超す賛成意見の方があったかと思うんですが、逆に関心がないという方も一定の割合の方があったようでございます。

今後、近鉄蟹江駅南地区のまちづくりを推進していくに当たっては、今後の課題としては、やはり関心がないという方々の関心度を高めていただくということとともに、地域のまちづくりに対する機運を高めていただければと思っております。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

どうもありがとうございます。関心度が低いということで、そういう方たちのこれから啓発ですね、ということをやっていけよという話ですね。これはやらさせていただきます。これを一生懸命やらさせていただいた暁には、どんどんどん開発のほうを進めていただけるというふうにとっていていいんやね、そうすると。じゃ、精いっぱいやります。

それと、次にマスタープランには、見直しということで拝見させていただきました。今こういうのが出されております。

こちらのほうを見ますと、32年度完結のやつは、大体宝二丁目から三丁目の辺が開発を少し考える地域となっております。一丁目が、今度入ってまいりました。これも開発できるかどうかは別として、範囲を広げていただいたということは、これからまだまだ町としてはこちらのほうを見出したという要素があるなというぐらいにとっております。

それと、宝地区の検討委員会の方々は、本当によく、皆様もご存じのアンケートの回収を90%以上するなんていうのは、本当は不可能に近いことなんですよ。町がいつもアンケート



を出されたら、どのぐらいの回収率なのと聞きたいぐらい。その中で無関心という方もございました。だけど、半数以上、約70%の人が開発いたしましようという意向が出ております。だったら、あとの30%は関心がないじゃなしに理解していないという部分もありますからね、それは我々が一生懸命伝えてまいります。

なぜこういうことを申し上げるかという、まず、今リニアが少し静岡の辺でストップしておりますけれども、27年にリニアが通るということです。これに向かって宝地区の、駅前ですよね、ここの開発をどうしても一緒に就けたいと、これは我々が考えていることで、これ蟹江町全体のことを考えて申し上げます。ただ一部の地域を開発しようという話じゃないもので。住宅地をたくさん造ってくれとか、そういう話じゃないんですよ。やっぱり蟹江町の顔となる近鉄の駅南、そして駅南をやることによって駅北もよくなるだろうと、いろんな考えを持って皆さん方検討されておりますので、そこら辺はよく考えていただきましてやっていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

まず、開発優先地域という位置づけをつけていただきたいと。そのリニアが開通するまでには、何とか少しでも一緒に就けたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

そして、まず、こちらのほうのマスタープランでは、宝二丁目、三丁目は計画的な都市基盤の確保に向けた取り組みを検討する地域になっております。ところが、いまだ手つかずであります。今回、今こちらのほうの案が出ております、一丁目も入ってまいりました。これをどんなふうに反映させていくのかな、ちょっとお聞きしたいです。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

今回のマスタープランの改定案としましては、宝地区一丁目、二丁目、三丁目全てをちょっと検討地区ということで拡大を図ってございます。その理由としましては、宝地区全体を総合的に勘案しましてまちづくりを検討していきたいということでございまして、ただし、その地区全てを事業化の見込みがというものではございません。その中でまちづくり検討委員会と、可能性のある事業区域については今後検討してまいります。

以上であります。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。大変喜ばしいご意見が出ておりますので、ありがとうございます。まずしかし、先ほど申し上げたとおり、この十何年間、全く手がついてないわけですよ、南のほうに。そこが一番心配されまして、検討地域という区画だけつくっても、何も手がついてない。蟹江の皆さん方は玄関口だとおっしゃる方が多いですよ、近鉄蟹江駅は。玄関のどっちが表か裏かは言わないですけども、片一方が、どちらも表ですよ、全く手つかずになってきたという状況ですから、これはやらないといけないんじゃないかなということで申し上げます。

富吉の南の地域の区画整理事業、大変忙しいと思っておりますけれども、また違う意味で、こち

らのほうをやっていたかかないと、玄関ということをお願いしていきたくと思います。

続きまして、現在、名古屋市港区南陽町より、近鉄蟹江駅に市バスの乗り入れを要望する住民運動が行われております。この住民運動と申しますのは、もう住民運動が約1万4,000名の署名活動を集め、期成協力会、町長と副町長はご存じだと思いますけれども、名古屋市の期成協力会というのはどういう団体かと申しますと、党派を超えた国会議員、県議員、市議員、区長、町内会長、そういう人たちの集まりですね、そこから河村市長に要望書が上がりました。そして、今副市長のほうに下りているという情報なもので。こちらのほうに、交通局のほうからも少し見にこられたというような経緯がございます。これは、もう市バスが、これからちょっとお聞きたいのは、蟹江町に名古屋市の市バスが乗り入れてくるということは、私は大賛成なんだけれども、蟹江町としては、どういう受け取り方を現在されておりますか。

○政策推進課長 北條寿文君

ただいまの質問でございますが、名古屋市営バスの動線を近鉄蟹江駅に接続されたいという名古屋市さんからのご要望は、蟹江町におきまして交流人口や新たな交通網が増えるという点におきまして、大変ありがたいご意向だというふうに捉えております。

○6番 戸谷裕治君

そうですね、ありがとうございます。課長がそういう意向だったら、これからどんどん進めていただきたい。ただ、行政区は違うとはいえ、やっぱりウィン・ウインの関係でいける今、ときですから、名古屋市さんのほうから住民から蟹江町にバスを走らせたいと、そういう要望がまいつているんだから、こちら行政として行政同士の緊密な連絡を取っていただいて、蟹江町としてはありがたい話だという受け取り方で進めていただきたいなと思っております。

今、やっぱりあちらがいくら頑張られても、受入れ先が要りませんというんだったら何ともならないんだけど、こんなありがたい話はないですよ。なぜかといったら、先ほど課長おっしゃったとおり、蟹江町の町内の滞留人口が増えますね、人口減少の時代に。駅前に滞留人口が増えます。そうすると、まず市バスを乗り入れるということはどういうことかといいますと、旧の幹線道路では難しいもので、バスが大型バス。そうしますと、何を考えるかという東郊線の延伸ですね。こちらのほうには、七宝蟹江西福田線と書いてありました。今回のこちらには、西福田は抜けております。これも南進が考えられると。そして、今そういう運動も起きております。そして、東海通までの地権者は、もう99%オーケーですという返事をいただきました。あとは、名古屋市さんがどういう道路開発をしていただけるか。それも要望が上がっております。

これをやっていただきますと、すごいいいことが起こるのは、今、七宝蟹江線で蟹江でストップしますと、皆様方が今まで県道に格上げといっても、こんな短い道路、なかなか格上

げしていただけませんよ。ただ、これから名古屋市につながる広域道路になってきますと、可能性は大になります。ですから、これは実現させたいと。それはもう向こうの名古屋市さんの要望でもあるもので、もう住民の方の。そっちのほうも手配しましたという話がまいましたので、蟹江町としても一生懸命動く、動かないかと。これをやることによって、南の開発の一助にもなるということですね。

そんな話がまいておりますけれども、課長のほうにもそういう少しは情報が入っていると思いますけれども、そこら辺少し。

○政策推進課長 北條寿文君

現時点での状況の情報ということでございますが、こちらのほうには、今、令和2年2月19日付ですね、ここで名古屋市港区における南陽地区の連絡協議会、こちらのほうから河村市長宛てに、当該地区における南陽巡回バスの延伸についてご要望が提出されたということで、情報を共有しております。その中でこれから協議が続いていくわけでございますが、現時点では、まだ名古屋市さんのほうから公式な要望としての情報が入ってきておりません。ただ、大臣も含めまして、いろんな地域の声をこちら情報もキャッチしまして、現状どういう状況にあるのかというのを、名古屋市さんのほうに直接伺いもし、電話もし、確認させていただいたところ、そういう現状が分かりましたので、引き続き対応を続けながら、きちんと要望が出されたときには、しっかり向き合っていきたい、こんなふうに思っております。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。そういう情報が少しでも入っていけばいいんですけれども。そして、課長、これからも名古屋市との連携を大切にしながら、やっぱり蟹江町というのはこの地域でいい結節点の場所なもので、広域に向かうにも大変いい場所なもので、ただ住宅開発で住民を増やすという意識じゃなしに、やっぱり交流人口が増えることによって、そういう住まれる方も増えてくるんだろうなという、ちょっと少し発想を変えたような開発の仕方をお願いしたい。それには、やっぱり宝地区の二丁目、三丁目、このまず二丁目ですね、ここから手をつけるというのが、まあ駅前から手をつけていかないといけないんじゃないかなと思っております。

そして、先ほど申し上げた七宝蟹江、これは本当は僕は西福田線と入れたいんですけれども、これを西福田線にしまして県道格上げしますと、蟹江中学校の横の高架も、そしてJRの高架も夢でなくなります。やっぱり広域道路にならないと、どうしても県道格上げなんていうのは、なかなかこちらからお願いしてもできないもので、そういうことも皆さんで考えて、つながっていく道路を造りましょう。我々は、向こうの方がやられているというんだから、やられるんだから、お金のかからないことだったら誠心誠意手伝いましょうというスタンスでいいんじゃないですか。一番大事なことやからね、これが。簡単に、蟹江町に財政があれば高架でもやりましょうかということではきたんだけれども、違う意味で、いろいろ利

用できるときにまいったということで、お願いしたいと思います。

これは、なぜこういうことを申し上げるかということ、やっぱり10年先、20年先と皆さん申されるじゃないですか。ただ、この事業を見ていても、やっぱり10年ぐらいはすぐ過ぎちゃう。だから、いいか悪いかは別にして、動かないかんということですね、やってみましょうということで、まずは。それで、駄目になっても仕方ないじゃない。そうお金のかからないことで駄目になるのはいいじゃない。どんどんどんどん進めて。やっぱり名古屋市との交流というのは、大事にしていかないといけないし。

先ほど書いてあったけれども、最初のほうに申し上げたけれども、ここから抜粋していましたが、やっぱり港につながる基幹道路ね、もともとどうも聞いてみますと、まずは東海通まで抜きまして、東郊線を、そこからの延伸がまた考えているみたいですね、名古屋市のほうでは、地元では。茶屋のほうへ抜けていくということで。ゆくゆくはバスも蟹江から熱田まで行かせたいとかいうような話が出ております。それも夢かもしれませんが。まずは西福田、南陽の辺から市バスが近鉄蟹江駅に乗り入れしたいと、これはもう喜んで受入体制をつくりましょうよ。それには、体制づくりもちよつとはしていかなければ駄目だからね、どの辺の駐車場を造るとか、そういうことも考えていかないと駄目ですから。そこら辺も少しご配慮願って、頭の隅に入れていかないと、いざ始まったときに右往左往するんじゃないし、お金のかからない受け止め方ですね、一遍考えましょうよ、そういうことを、ゆっくりと。ゆっくりしている時間もないけれどね。

この地域を開発すると、何のために開発するかということ、やっぱり駅北ですね、駅北の再開発。南が始まりますと、近鉄蟹江駅北側の再開発が、また考えられます。今度やらないといかんでしょう、やっぱり。昔の都市計画道路が残ったまま、駅前線も。そういうことがありますから、それも解決できるように。蟹江町をいかに少しずつ線引きを変えていくかというの考えないといけないもので、よろしくお願いします。

あと、部長、何かありますか、今の話で。少しはどうしましょうということが。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

戸谷議員の今のご答弁の中でありましたように、宝地区のまちづくりについては、引き続き検討委員会と検討させていただきますし、先ほどから話が出ます駅の北側、これについては、やっぱり市街地の再開発利用ということになろうかと思いますが、今後やっぱり市街地内を熟成させるという観点からいきますと、町の再生ということで、こういうことも検討すべきかと今考えておりますので、併せてまちづくりについて検討してまいります。

以上でございます。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。どうもすみません、ありがとうございます。

おっしゃるとおり、やっぱり、だけど何をするかということ、やっぱり再開発というのは、

新しいところをちょっと手がけながらやらないと再開発は難しいもので、東京都心でも何でもそうですけれども、旧の市街地を壊しては再開発、再開発が終わったところができたら、また新しいところを開発とか、順繰りやっていかないと駄目なもので、一挙にはできないですけれども、緒に就けるというのかな。

最初、南のここをやりましょうと、そうするとまた着目されます、人々には。そういうことで、また駅北の開発もやりやすくなるかなと。そうしたら、道路が1本、全部JRまでつながるような、蟹江町の基幹道路の一つになっていますね、尾張中央道とこの東郊線が、町内の基幹道路になっていますね、たしか。その基幹道路はやっぱり延伸したいと思っておりますので、これは蟹江町の南地区からの防災のためにも、あの道路は要ると思うんですよ。それは名古屋市さんの問題なんだけれども、名古屋市さんは、もうやりましょうというような地元の人たちは一生懸命運動してくれていますから、僕らは僕らでそれを後押している、ぜひやってくださいと。そのために、蟹江町さんのやっぱり、副町長にも前少し西側に振っているもので、その道路を修正して、少し真っすぐつけんといかんかなというような話を差し上げたことがあるんですよ。そういうことも向こうがやりましょうと言うんだったら、少し考えていただけますか。

○副町長 河瀬広幸君

それでは、戸谷さんのご質問にお答えします。

今のまちづくりに関係しまして、特に先ほど出ましたアンケート調査、この80%というのは、確かに驚異的な数字であります。我が行政がやりますと、大抵50から60ぐらいの回収率となりましたので、本当に昨年度、協働のまちづくりの中で、しっかりとそういう住民の意向を集約していただいた、これについては評価をしたいと思っています。

その近鉄の南のエリア、そして、その北側の既に都市決定してある駅前広場等々を含めたポテンシャルは、戸谷さんおっしゃるように、27年のリニア新幹線、これを見据えた非常にポテンシャルの高い位置だということは、私もしっかり認識をしておるところであります。

マスタープランの中には、今回新たに宝地区を全地区含めました。これもアンケート調査を踏まえた上で、やっぱり皆さん住民の意向がある以上は、一旦ゼロのテーブルをつくりましょうと。その中で、既存の宝一丁目、二丁目、三丁目、皆さんがどのような考えをしているのか、それをしっかり把握しながら予算を組みたいというふうに考えております。

そして、市バスの件もそうであります。先回、戸谷さんにお尋ねいただいたときには、私どもも七宝蟹江西福田線の都計道路は、本来1号線までと考えておりました、かなり前はですね。ただ、今それ以降、住民のいろんな要望も出てき、また、名古屋市のほうも今回政策推進室長が確認したように、要望書も出ております。これは、南陽巡回バスの延伸ということで、まず地域の住民の方たちが、一番レベルの高い蟹江駅に乗り入れたいという要望が出ておりますので、その辺を私どもしっかりと含めまして、もしその路線が、道路が通ると

なれば、我々も都計道路の線形の変更も、当然これは皆と協議しながら進めていきたいと、そんなように考えております。

○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。そういうことで、いろいろお話が進んでいっているようで、これは決定事項じゃないもので。ですけれども、決定事項じゃないからこそ、我々蟹江町民としては、そういうことが起こるといいなと思うもので、起こるように、物事が前へ進むように僕らは一生懸命動いているということで、今現在。そういうことをやっていかないと、やっぱり全体のことを考えまして、あそこの地域の発展だけじゃないもので、蟹江町は。あそこをやることによって、広域的に広がるなという地域なもので、小さな場所ですけれども、5ヘクタールか6ヘクタールか、そのぐらいのところから手をつけていただいて、そこが目玉になりながら、広域的に道路が走ると。そして、その道路が県道になる。格上げをお願いしやすいじゃないですか、広域道路になっていきますと。そうしたら、また夢である高架の実現も可能じゃないかなと。JRの踏切のところも高架にさせていただくと、可能ではないかなと。そしたら、JRの今の駅も生きてくるし、また。近鉄の駅がもう一つ生きるということで。

町長も副町長も地元の方だからよくご存じのように、昔は海東郡って、南陽町は一緒でしたよね。一つの、この辺は一つのまちでしたよね、郡というかね。ですから、南陽の人はみんな蟹江町というのはなじみがあるみたいです。

現在、戸田駅に南口が、今、南から入れますよね、今、小さな改札ができておりまして。なぜかという、戸田駅は駅前に何も無いもので、広い場所が。だから、便宜的に南に小さな、今はもう自動で行けますからね、ICで行けますから。そういう入れる場所を造ってあるみたいです。だけど、いかんせん1時間に1本か2本しか電車が無いもので、近鉄でも。やっぱり蟹江町に来ますと、1時間に10本近くの電車があると。どうしても南陽のほうからはこちらが基幹ということで、向こうの住民の住民運動が起きたということでご理解いただいて、こんなありがたい話はない。町長も前へ進めるように。

河村市長がおっしゃってましたよ、町長に電話するといって。それぐらい町長も仲がいいんですから、おう、やったるよと言って、上から目線で行けるかな、そういう部分。なかなか大きな行政区の名古屋市と対等にウィン・ウィンでいける仕事ですから、これは。蟹江町も主体となってできる仕事だし、いい仕事じゃないですか。

そして、その東郊線が延伸してまた北へ行きますと、あま市との接続もどんどんどんどんよくなるということで、随分長い先の話ですけれども、そういうことでよろしく願います。

そこでですけれども、町長も少しご意見があったら、今のことに。よろしく願います。

○町長 横江淳一君

るるご進言をいただきまして、本当にありがとうございます。

市バスの乗り入れにつきましては、戸谷議員も多分ご記憶にあると思いますが、平成24年に須成祭に来てくださいということでトップにお願いをし、ああいう方ありますので快く引き受けていただき、八田駅前からバスを出ささせていただきました。数年続けさせていただきました、そのときに、これ政治家ですからお互いに、自治体の大きさは違いますけれども、こういう乗り入れることを考えているんだけどどうなんだろうということをお話したのは、まさに9年前でありました。非常に快い返事ではありましたが、それはそれで断ち切れなくなってしまって、なかなか向こうからそういうのがなかったということも、本当に大変残念であります。

ただ、こうやって前の地区の方から私のほうにも情報来ております、6か条のお願いをし、これ2月でありますけれども、また、吉田茂市議会議員からもお電話をいただき、大体内容は把握しているつもりであります。市の事業ということでございますので、政治の力を使ってでもいいですから何とかお願いできませんかということは、常にこれからコンタクトを取っていきたいというふうに思っています。

それと同時に、戸谷議員にしっかり力を入れていただいて、近鉄の駅の南の地権者にいろんな説明をし、蟹江町のやりたいこと、皆さんがやりたいこと、富吉の南の地域もここまで来るまでに5年、実はかかりました。今、この役場のある地域40ヘクタールあるわけですが、ここも市街化調整区域から市街化に編入するときには、大変地権者の方が苦勞されたということは聞いております。裁判沙汰にもなりました。やっぱり説明が不十分ですと、後世に禍根を残します。

そういう意味でいけば、しっかりと話し合いをして、早い時期に皆さんに決定をし、そして前へ進めていくのが一番いいかというふうに考えてございます。そういう意味で、また戸谷議員には絶大なるまたご支援をお願いをしたいというふうに考えてございます。

以上であります。

#### ○6番 戸谷裕治君

ありがとうございます。私が支援していただきたいほう、よろしく願いますよ。一議員では何ともならないことがいっぱいありますので、やっぱり行政のトップが動いていただかないと。こういう話は、いい話はどんどん、これが誰になろうと、どうしようと、これだけ盛り上がった話でありますので、前に進めたいなと思っております。それに対して、産建部長も政策室長、そして課長も、もう名古屋市とは連絡を密にしていきたい。それをお願いして。

そしてここをなぜやりたいかというのは、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり北の開発ということも考えながらやりたいなと、これは僕の思いですよ。そういうことをやらないと、蟹江の町は沈んでいくのかなと。この小さな一部分ですけれども、これが物すごくいい

結節点になって、これが富吉南地域と違う開発ですね、意味の違う開発です。道路行政とか、そして鉄道行政とかに関わる物すごくいい場所ということで、住宅供給だけじゃない場所ですからね。

これだけは考えていただいて、交通の結節点、そして広域、そういうことも考えていただいて、これからよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で戸谷裕治君の質問を終わります。

ここで、政策推進課長、まちづくり推進課長の退席と、総務部次長、総務課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後2時07分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時12分)

○議長 安藤洋一君

質問7番 飯田雅広君の「進めよ！在宅勤務・オンライン手続き・キャッシュレス決済」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

3番 飯田雅広です。

議長のお許しをいただきましたので、「進めよ！在宅勤務・オンライン手続き・キャッシュレス決済」というテーマで一般質問をいたします。

添付した資料の黒っぽいやつを見ていただくと、コロナ感染症に関するリスクについてちょっと載っているやつなんですけれども、一番下のほうを見ていただくと、マスクをお互いして、やっぱり2メートル離れていると、基本的にリスク少ないよ、感染するリスク少ないよというような図になるんですけれども、今回もマスクしながらの一般質問だと聞こえにくいということで、今回これをしているわけなんですけれども、やはり新しい生活様式になったわけですので、やっぱり我々もそれに慣れていかなければいけないですし、やはりシステムを改善していかなければいけないと思います。

そういう意味では、やはりマイク自体のやっぱり音が悪いんじゃないかなと思うんです、ここずっと。私、議員になってから聞こえにくいんですね、ここの議場。なので、やっぱりこういうものの改修、マスクのせいじゃなくて、性能だと思うんです、私。なので、やはりこういうところも変えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。



それでは、すみません、ちょっと本題からずれましたので、一般質問に戻ります。

GAF A、グーグルとかフェイスブックとかですね、このGAF Aのうちのグーグルやフェイスブックは、2020年の間にオフィスは再開しないという予定になっています。

また、SNSの大手のツイッター社は、5月12日、在宅勤務を永遠に認める方針を明らかにしています。アメリカのサンフランシスコに本社を置くツイッター社の全世界の従業員は、4,000人を超えています。新型コロナウイルスの拡大感染を受けて、3月の下旬から従業員が在宅勤務をしています。この在宅勤務の試みが成功していることから、業務において問題がなければ、この体制を継続する見通しだということです。

このツイッター社の発表を、時代の転換点になると指摘する専門家もいます。新型コロナウイルスの影響で広がった在宅勤務は、成果を上げるためにはオフィスに行かなければならないという長い間信じられてきた考えを壊し始めています。リモートでも働けると証明されることで、多くの会社は人の込み合ったオフィスに従業員を集める価値がないと思うかもしれません。自宅で働く習慣はパンデミックの後も残るだろうと、専門家は指摘をしています。

在宅勤務の広がりや、経営者にとってもよいニュースとなるかもしれません。オフィスの賃貸料を削減することができ、才能のある人材を獲得するために、特定の場所にオフィスを構える必要がなくなるのです。世界中の企業が、今社会的距離の措置を導入しながらオフィスを再開するにはどうしたらいいのか、検討しています。オフィスも必要なときに必要な面積だけを借りる形になっていく可能性が高まりつつあります。実際、スタートアップ企業の限界を中心に、固定費であるオフィス賃料を削減する動きが広がっています。

このように、単純な退去や縮小、移転だけではなく、契約期間や賃貸スペースを伸縮させられる新しいオフィスが支持を得つつあるのが、今の現状です。つまり、在宅勤務でオフィスでなくてもできる業務が浮き彫りになり、オフィスの在り方を再考する時期になっているということです。

そして、それは役場の業務体制にも言えます。新型コロナウイルスのパンデミックで、根底からいろんなものが変わりました。

例えば、奈良市は4月22日から5月6日、緊急性のある手続きを除いて、市民向け窓口の大半を閉鎖しました。コロナ禍では、役所業務にも支障が出ています。

天津市役所では、職員の集団感染が起これ、4月25日から5月6日に庁舎を全面的に閉鎖をしています。

多くの自治体において、新型コロナウイルス感染症対策で、同じ部署を2交代制にしたり、2つの部屋に分かれて業務を行うなど、リスク分散が試みられてきました。蟹江町役場でも、同じような対応をされたと思います。

そこで、お聞きします。

窓口の対面でなくてもできる業務、庁舎に来なくてもできる業務、同じ部屋でなくてもで

きる業務、遠隔でもできる業務の洗い出しをしましたか。恐らくされていると思いますが、されたのであれば、その内容を教えてください。

次に、緊急事態宣言中の業務体制についてお聞きします。

在宅勤務や職場分散など、職員の勤務体系はどうだったのでしょうか。

さらに、窓口の縮小や閉鎖など、窓口業務の体制はどうだったのでしょうか。

以上、3点、お答えください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問を3点ほどいただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず、業務の洗い出しについてからでございます。業務の洗い出しにつきましては、各課で、各業務でどのような対応ができるかについて慎重に検討をさせていただきました。その内容といたしましては、住民サービスが低下しないことを最優先にし、コロナ禍で緊急性を要することから、生産性という点をまず基準にさせていただいて、各課で可及的速やかにリモートワーク実施の可否を精査し、洗い出しを行ったところでございます。

その結果、リモートワークになじまない業務といたしましては、住民と直接対面する業務特性を持っておりまして、4つの、次に述べます4点があると整理することができました。

まず、1点目といたしましては、一般的な来客、電話等に対する窓口業務。2点目といたしまして、機密性の高い個人情報を取り扱う業務。3点目といたしまして、関連組織、国や県などと専用システムで連携を図る業務を行うものでございます。4点目といたしましては、土木系などの現場管理業務であると整理をさせていただいたところでございます。

一方、その他の企画立案や調査分析業務などといった業務につきましては、在宅での実施も可能であると整理をさせていただいたところでございます。

2点目のご質問としましては、職員の勤務体系についての回答でございます。

コロナ禍における職員の勤務体系につきましては、密接な職場環境を解消し、職員の感染リスクを最小限にとどめるとともに、住民サービスの維持を図ることを目的として、4月20日から5月31日までの間、職員の5割の出勤削減を目標に在宅勤務を実施させていただいたところでございます。

さらに、通勤に公共交通機関を利用する職員等につきましては、時差出勤を認め、移動時における人との接触の低減に努めてまいりました。

また、職場の分散などの具体的な内容につきましては、原則といたしまして、職員を自席による勤務と在宅勤務の2つのグループに分けさせていただきまして、ローテーションによる分散勤務を実施させていただいております。

なお、在宅勤務のときにやむを得ず出勤を要する場合につきましては、会議室など別会場による執務とさせていただき、職員同士の接触を極力回避し、万が一職員に感染者が出た場合でも業務が停滞することのないように実施させていただいたところでございます。

また、在宅勤務の実施に当たりまして、在宅勤務用の端末の貸与につきましては、個人情報の取扱いやセキュリティ上に課題があることから、今回はこれを見送りさせていただいて、個人情報以外の資料の持ち出しを許可して実施させていただいたところでございます。

3点目の窓口業務の体制についてでございます。

リモートワークになじまない窓口業務におきましても、ローテーションによる分散勤務を原則としつつ、住民サービスの維持を図る観点から、窓口を閉鎖することなく、職員の必要最低限の出勤とさせていただきます。

また、町施設の窓口における飛沫による感染を防止するために、本庁舎カウンターへのビニールシートを用いた間仕切りを設置するなど、職場における感染リスクを回避するための対策を講じ、業務の継続を図っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

窓口の業務に関しても、ローテーション等々をして感染を防ぐ、また、職員みんな一斉にかからないようなリスク分散をしたというようなお話でした。

千葉市の資料をつけてあると思うんですけども、千葉市の資料をご覧いただきたいんですけども、千葉県千葉市はチャレンジ宣言で、役所の業務をオンライン化しています。千葉市は、4月10日にチャレンジ宣言を出して、コロナを契機に役所の仕事の変革を目指しています。

蟹江町でも、このようなことができないのかなというふうに考えています。

私は、この新型コロナウイルス感染症対策としても、また、業務のゼロベースでの見直しを提案いたします。具体的には、次の2点に関してお答えください。

1点目、郵送やオンラインの徹底活用を進め、窓口混雑状況のネット配信や、事前にネット申請すれば優先窓口で手続ができるようにしたらいかがでしょうか。

2点目、時差出勤やテレワークを、いったん、多分今戻されていると思うんですけども、さらに緊急事態宣言の頃と同じように推進していただいて、庁内の会議は原則として遠隔実施、説明会等の動画配信も行ってはどうかというふうに思っています。

この2点について、お答えください。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まずは、郵送やオンラインの活用についてのお話でございます。

行政事務のICT化につきましては、内部事務の軽減や簡素化はもちろんですが、住民の方々にとっても各種申請手続の簡便化、迅速化が図られるなど、利便性の向上が期待されるところでございます。

また、このたびのコロナ禍におきましては、子ども課や保険医療課が所掌いたします申請

手続事務を、従来の来庁方式から郵送による受付へと変更させていただき、各種手続を行うときに来庁者を減らして、感染拡大リスク対策を講じていたところでございます。

オンラインの活用等につきましては、今後、町のシステムの在り方の大きな変化が想定されます。それらも見据えつつ、窓口の混雑状況のネット配信の導入効果や、事前にネット申請をすることによる優先的なサービス等の適正な利用方法、活用方法等併せて十分に精査し、検討させていただきたいと思っております。

2点目のご質問で、テレワーク、庁内会議の遠隔実施、動画配信の推進についてお答えさせていただきます。

町におけるテレワークの推進につきましては、育児・介護と仕事の両立、通勤による疲労の軽減、災害などの非常時における業務継続などの様々な面で効果が期待されるものと認識をさせていただいております。

また、個人情報を取り扱う業務の割合が多いことから、情報漏洩防止などのセキュリティの確保、テレワークを実施する職員と職場とのコミュニケーション、労務管理や人事評価の在り方の検討といった課題もございます。

今後、町といたしましては、働き方改革の観点からも、柔軟で多様な働き方を目指し、先進事例などを参考にしながら、テレワークや会議の遠隔実施、動画配信等の導入可否について検討を深めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

### ○3番 飯田雅広君

さっき子ども課等とか郵送での処理を進めているというようなお話でした。確かに郵送も安全、来るよりかは安全かもしれないんですけども、やっぱり面倒くさいんですね、郵送、ポスト行くのも。ですので、やっぱりネットのほうがやっぱり楽というか、そこまでの手間もかかりませんので、郵送するなら行こうかなというような、もしかすると近い方だとそう思うかもしれませんが、やはり多少システムを整備するのに金額はかかると思うんですけども、やはり効率化していくことによっていろいろ削減できる場所も当然あるかと思っておりますので、徐々に検討していただいて、オンライン化というのは進めていただきたいなというふうに思っています。

また、2点目ですけれども、やはり災害等々考えても、メリット、テレワーク等々進めていくことは、やっぱりメリットがあるというふうに考えています。

先ほど労務管理等々の問題があるというようなお話でしたけれども、これ一般の事業会社でも同じように、このテレワークを進めることによって労務管理どうするのかというような問題というのは当然ありますし、それに関していろいろ解説しているような書籍も最近出てきております。これに関して言えば、公務員だろうが、一般事業会社だろうが、関係ないことだと思いますので、また、ここに関しても社会全体でいろいろ成熟してくるのかなというふ

うに思いますので、いろいろこのあたり、セキュリティも当然同じようなことだと思います。そういう意味では、やはりいろいろ情報を取っていただいて、より進めていただけたらなというふうに思います。

それでは、次に、これは通告書にはない質問なんですけれども、答弁できるようでしたらお答えいただきたいと思います。

9月2日開催の全員協議会において、3密を避けるため、住民課窓口の環境整備を行うという説明がありました。

3密回避のために、窓口での発行業務量を減少させることを検討してはいかがでしょうか。具体的には、住民票、戸籍、戸籍の附票、印鑑証明、各種税証明書が全国のコンビニで交付できるサービスの導入について、検討してはいかがでしょうか。

このサービスは、各証明書が全国どこでも発行可能で、土曜日曜、祝日も早朝から深夜まで手軽な操作で発行できます。当町においても導入することで、さらに市民サービスの向上はもちろん、新型コロナウイルス感染症対策につながると考えます。

この住民票のコンビニ取得事業は、愛知県下で26市が実施しているというふうに聞いています。海部津島地区では、残念ながら実施ゼロというふうに聞いてはおります。また、どこかやっているところがあれば、教えてください。

ちなみに、人口が13.6万人の稲沢市の事例ですと、2018年1月から事業を開始して、インシヤルコストが約4,300万円、ランニングコストは年600万円から700万円、利用件数は月100件から150件。ただし、最近のコロナ事情で、この利用率は上がっており、月に200件近くになることもあるということです。

そこで、お聞きします。

このサービス導入についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

議員からは、9月議会初日に議決をいただきました4号補正のうち、住民課窓口の環境整備につきましてご理解をいただき、ありがとうございます。

ただいま議員から3密回避のための各種証明書のコンビニ交付サービスの導入についてご提案をいただきました。今ご説明がありましたとおり、県下の導入実績26団体ということで変わりございません。また、稲沢市の例についてもご説明をいただきました。

当町におきましては、導入経費につきましては約2,500万円、ランニングコストにつきましては約500万円という金額を試算をしておるところでございます。言うまでもなく、コンビニ交付につきましては、マイナンバーカードに基づく発行となっております。ただいまのマイナンバーカードの普及率は約18%、枚数にして6,900枚程度でございます。

今後につきましては、利用者様の利便性、そして3密回避を含む費用対効果とマイナンバーカードの普及率をよく見極めた上で、導入に向けて判断をしてみたいというふうに考

えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

マイナンバーカードが必要なのは、重々承知をしております。今、マイナポイントが始まりますので、また、発行が増えるんじゃないかなということを思っておりますし、ちょっとろ覚えなんですけれども、たしか、個人事業主の青色申告事業者の控除が65万円から55万円になったような、たしか覚えが、今年に分から減額されているような気がするんですけれども、たしか電子申告すると65万円に戻る。そのためには、たしかマイナンバーカードが必要だったというふうに、ちょっとろ覚えなんですけれども、記憶をしておりますので、そうでしたら、また多分個人事業主の方の取得も増えるんじゃないかなというように考えておりますので、ランニングコストかかるんですけれども、新型コロナ対策もありますので、できれば進めたいなというふうに考えております。

それでは、次に、新しい生活様式の一つとして、キャッシュレス社会に向けた取り組みをお聞きいたします。この質問は、通告書の提出期限である9月1日の正午時点での内容になっております。その後、状況が変わりまして、9月4日から税や保険料をスマートフォン決済アプリで納付できるように、蟹江町もなっております。しかし、あくまでも通告書に従い質問をさせていただきます。

経済産業省の資料によると、各国のキャッシュレス決済比率は、2015年でキャッシュレス化が進展している国は40%から60%台、日本は約20%になっています。キャッシュレス社会の移行によって、利用者の利便性、事業者の生産性向上、データ活用などのメリットがあります。

また、新型コロナウイルス感染症対策では、専門委員会は、新しい生活様式の一つとして電子決済の利用を進め、有効性を認めています。

私は以前より、ポイント集めたいなということで、現金ではなくクレジットカードをよく支払いで使っていました。しかし、このコロナ禍になってから、クレジットカードでは、このカードの受け渡しですとか、サインでのペンの貸し借りですとか、暗証番号を入力するのであれば端末を操作するというような接触リスクがあります。よって、最近では、非接触で決済ができるようなd払いですとかP a y P a yなどの決済をよく利用するようになっていきます。このような決済方法に慣れてしまうと、現金、財布を出すのが本当に面倒くさくなってしまいました。例えばコンビニとかでもポイントとかを出すときに、スマホに入っているものですから、スマホでポイント出して、そのままP a y P a yの画面を出すというような感じで、もうスマホ1個で済んでしまうようになってしまっています。ですので、本当にキャッシュレス決済ができるようなお店を最近選ぶような感じになってしまっています。

このような新しい生活様式をしていく中で、今年の7月、先々月ですけれども、税務課で

ちょっと必要な証明書があったものですから、取りに窓口へ向かいました。無事に交付はしていただいたんですけども、手数料を支払うときに、もう現金あんまり触ってないんですけども、手数料払わなければいけないので、窓口で手数料払おうとしたんですけども、窓口の方が200円ですということで手を出されたんですね。窓口の方も私のことを分かっているんで、そういうところもあったかと思うんですけども、トレーはないんですかというふうにお聞きをしました。トレー、今ちょっとほかのところで使っているんで、すみませんということで手渡しをしたんですけども、やはり今新しい生活様式ということで、現金もトレーに乗せてというのが基本的にはなっていると思います。ですので、お支払い終わった後に、すぐその足で総務部長のところへ行きました、こういう状況ですということで、トレーが足りないみたいですので早めに補充してくださいということで、職員を守るためでもありますので、総務部長にお願いしました。その後、すぐ迅速に対応していただけたということで、ありがとうございました。

しかし、こんなことではいけないというふうに思っています。この新型コロナウイルス感染症から職員を守るためにも、対策が必要ではないでしょうか。繰り返しにはなりますけれども、専門委員会は、新しい生活様式の一つとして電子決済の利用を進め、有効性を認めています。

そこで、当町の業務においてキャッシュレス決済は実施しているのか、お聞きをします。また、実施されていない場合は、各種証明書手数料や施設利用料、税金、保険料等々、全部含めて導入したらどうか、お聞きします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問ありました、キャッシュレス決済は実施しているかということでございます。

令和2年9月4日付で公表させていただいたところですが、9月から町税等のスマホ決済を導入いたしました。税目等は、町県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の6種類で、現在、コンビニを利用できる税目等と同じになります。利用できるアプリは、PayPay、LINE Pay、PayBの3種類となります。

スマホ決済は、金融機関やコンビニに出向く必要もなく、どこでも決済できるので、先ほど議員がおっしゃられたとおり、新型コロナ対策にも有効であると言われております。また、納税の機会が拡大し、納税者の利便性も向上いたします。

このような理由から、町としましては最短での導入を目指すこととし、9月初めに導入テストを行い、動作確認ができ次第、正式に公表することといたしました。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

キャッシュレス決済、9月4日から導入されているということですけども、じゃ、この

キャッシュレス決済なんですけれども、この海部津島地区や愛知県下、あと、全国自治体等の導入状況は、今どのようになっているか、教えてください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問ございました、海部地区、愛知県下、全国自治体での導入状況はどのようになっているかということでございます。

キャッシュレス決済のうち、税金等に係るスマホ決済の導入状況についてお答えさせていただきます。

全国の様子は、総務省の資料によりますと、令和元年7月1日時点で、都道府県が20団体、市町村が328団体でございます。1年以上たっておりますので、これよりはかなり増えていると思われま。

愛知県内の状況は、令和2年9月時点で、54団体中14団体が導入しています。

近隣の海部地区の状況は、今年9月に蟹江町が初めて導入しましたので、7団体中1団体となります。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

愛知県下でも54のうち14ということで、海部地区においては蟹江町が最初に先陣を切ってキャッシュレス決済を行ったということで、本当にそういう面では蟹江町、本当にこういうところはしっかり取り組んでいただいていると思います。ありがたいことだと思っています。

しかしながら、先ほどPayPayやLINE Pay、PayBで納付書のバーコードを読み取り、税や保険料を支払うことができるようになったということですが、やはり頻繁に窓口で行われるような細かな現金のやりとり等々もなくしていただいで、やはり窓口の滞留時間を少しでも減らすことによって3密を防ぐことができる、そして、それがやはり住民や職員を新型コロナウイルス感染症から守る一つの手段になるというふうに考えております。

そういう意味でも、やはりキャッシュレス決済に関しましては、そういった窓口の手数料や施設の使用料の支払い等々も進めていただきたいと思っておりますけれども、その点に関してはどうにお考えでしょうか。

○総務部長 浅野幸司君

では、窓口手数料や施設使用料の支払いについてはどうかというご質問にお答えをいたします。

先ほど来、いろいろキャッシュレス決済についてのお話のほうをお聞きしておりまして、コロナ禍の中、キャッシュレス決済など多様な種類の決済手段を導入することは、町として大変有用と考えております。国によるキャッシュレス化の推進施策も踏まえまして、今後、担当所管課と十分協議の上、前向きに導入のほうを検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。



### ○3番 飯田雅広君

なるべく早く、やはり手数料もキャッシュレス化になるといいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これまでの質問で、出勤しない、証明書等を役場で受け取らない、現金で支払わないといった、これまで常識だったことが常識でなくなりつつある現状に対応してほしいというような質問をしてきました。このコロナウイルスの出現は、大きく価値観を変える可能性があります。現実が変わってしまったところもあります。現に、人材派遣大手パソナグループが、社員約1,200人を東京本社から淡路島に移動させるニュースが報道され、大きな反響を呼んでいます。まさに今、このタイミングは、コロナの影響で今までの常識が常識でなくなる時代の転換期にあると言っても過言ではありません。

例えばリニアですけれども、JR東海が計画するリニア中央新幹線の品川、名古屋間の開業が、ルートのある静岡県で環境問題を理由に着工を拒んで打開策を見出せないため、予定していた2027年から遅れることが確実にはなっておりますけれども、開業した頃の世の中はどのようになっているのでしょうか。スマートフォンが普及し始めて10年ほどたったと思います。今や70代の方もスマートフォンを持つ方が増えています。今後5年、10年後には、もっと早いスピードで変化をし、そして、想像もつかないような革新的なサービスによって、人々の価値観や考え方を変容させていく可能性が高いと思います。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、移動しないこと、都心で働かない考え方がさらに浸透していくのであれば、ビジネスパーソンの出張需要は間違いなく激減すると思います。

そのように考えていくと、大都市をつなぐリニア中央新幹線の価値はどれほどのものになっていくのでしょうか。

また、例えば営業職における在宅勤務の新規採用が、今あります。求人サイトを眺めると、在宅勤務が基本と書かれた営業職の募集が増えています。ある企業では、入社後の研修から会議に至るまで出社は不要、営業成績のみで評価が行われる職種として採用することにしたということです。永久の在宅社員が増える傾向が加速するのは間違いのないと思います。

多くの企業は、この流れに逆らうことは難しいかもしれません。その一つとして、やはり人材の確保があります。転職するならリモートワークという会社のニーズもあります。

ある金融系企業では、コロナが拡大した後に、同業から転職応募が急増したということです。転職理由では、今の会社は出社を強要するからと回答する応募者が多かったようです。密な環境で会議や打合せが行われる、コロナ感染を恐れる姿勢を示すと、仕事に意欲的ではないと思われる雰囲気があり、続けていくことに不安を感じたということが、転職を決めた要因です。転職先は、社員の健康を考え、無理な出社を強要しないリモートワークの環境整備を進める会社を探すようです。

違う例では、応募が増えたある会社では、入社後の勤務形態はリモートが前提で、面談も

最終プロセスまでリモートで行っています。在宅社員には、交通費に代わるリモート手当が支給され、自宅のPC環境の整備にも補助金が出るということです。その企業では、リモート推進に否定的な役員もいたようですが、社長の決断で業界に先駆けて取り組みを行いました。人事部の担当者は、応募数が減ったり、辞退になるリスクがあるのではないかと懸念していたそうですが、蓋を開けてみれば、応募者数が増え、優秀な人材の確保にも寄与しそうなので驚いているということだそうです。

転職するならリモートワークの会社というニーズを無視しては、今後の人材確保もままならないことは踏まえておく必要があると思われます。

これは、やはり役場の職員採用にも言えるんじゃないでしょうか。このような社会の流れからも、テレワークを推進する必要があると考えます。

さらに、身近なところとしての海外旅行を考えてみても、海外旅行、最もあこがれの娯楽の一つだったと思います。今は最もしてはいけない行動の一つになっています。

また、例えば高級と名のつく服や靴、カバン、アクセサリ、腕時計、自動車、こういったものも要らなくなりつつあるんじゃないかなと思います。なぜかというと、不要不急の外出を控える状況下ではそういうものを身につけていくところ、あるいは見せびらかすと言うとちょっとあれかもしれないんですけども、そういうようなパーティーとか集会とか、そういう機会が減っているからです。

このように、本当に今までの常識から変わっている、そういうような社会に今なりつつあると思います。

では、町長にお聞きします。

窓口業務の改革をはじめ、テレワークの推進やキャッシュレス決済の導入に関しての町長のお考え及びコロナウイルスによって引き起こされる価値観の転換に関して、採用など、役場業務全般への影響をどのように考えているか、お聞きします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。答弁漏れ等々ございましたら、またご指摘をください。

今、るる担当がお話をさせていただきました、コロナ禍における役場の在り方、そして、これから役場の進め方、ご理解をいただいたというふうに思っております。

実際、地方公務員の仕事というのは、主に住民サービス、これはもう全般的なことでもありますけれども、それと、個人情報に係る仕事がやっぱり大変多うございます。今回、早く収まるであろうと思っていたこのコロナウイルスの感染が、下手をすると年越しまでいってしまうんじゃないかというぐらい、第二波が来て、その影響が危惧されているわけでありまして。そんな中で、住民サービスを中心とするこの公務員の仕事が、逆にウイルスを広げてしまうようなことであっては絶対になりません。そういう意味で、最低限まずできることというこ

とで、先ほど担当次長、担当部長もお話をさせていただいたところであります。

また、キャッシュレス時代に向かってということのご質問もいただいたわけですが、これはまさにコロナ禍における新たなドラスティックな世の中の変化というふうに捉えております。ただ、そうはいても、昨今報じられますように、いわゆるウェブ口座における不正な引出しだとかいろいろなことをマスコミに流されますと、いざスタートするのにもなかなか尻込みしてしまう中高年の方が多いのではないのか。若い方の感覚とは、ちょっとまだ違うところがあるんじゃないかなというのは、我々も含めて感じます。

では、そうはいても、やっぱり時代が変わっていく中で、できることからやっぱりやっていかなければいけない。その一つが、先ほど言いましたキャッシュレス決済にいち早く導入をさせていただいた結果であります。ただ、この先、初めてのことでありますので、しっかりとこれセキュリティー取っていかないと、税金のことです。6税目を、まずはこの地域では一番にスタートさせていただきますので、しっかりと個人情報保護をしながらやっていきたいというふうに考えております。

私もキャッシュレス決済をたまにいたします。ポイントを集めるわけではありませんが、全体の流れの中で、こういう時代が来たんだなということを痛感する今でもあります。

今、今後の自治体のテレワークの推進だとかということをおっしゃいます。確かに今回私も数回、リモートワークというのか、そういうことを各種自治体とやりました。ただ、若干、Wi-Fiの調子が悪いのか、電波のあれが届かないのか、途中で話がぶつぶつ切れたり、重要な話をするときにちょっと支障を来すなど。これは、まだ多分慣れてないからだというふうに思いますが、やっぱり慣れていくということも含めて、遠距離でわざわざ行かない、行ってやる必要がなくなる時代が、もう目と鼻の先に来ているのは事実であります。

ただ、非常に僕が危惧いたしますのは、先ほど飯田議員のおっしゃった中で、文化・伝統・歴史、それから一点物、いや、これしかないんだという日本古来のわび・寂というものがなくなってしまうような現象になってしまうんじゃないかと。一律で世の中を考えられてしまうというのが、ちょっと寂しい。そうはならないと思います。そうはならないとは思いますが、現地へ行って実際、見て、聞いて、触って、感じて帰ってくる、これはやっぱり残していかなければいけない。それをやっぱりしっかり選別をしながらやっていかなければいけないなというふうに思っています。

先ほどからもご答弁させていただいておりますけれども、コロナウイルスのこの影響は、徐々に徐々に薄れていくとは思っております。しかし、ウィズコロナに言われるように、ずっと一緒になって、ほかのウイルスと一緒に考えた考え方でこれから付き合っていかなければいけないのも事実だというふうに思っております。まだまだ過渡期でありますけれども、できることは素早く地方自治体としてやっていきたいというふうに考えております。

一番重要なのは、先ほど言いましたように、まず第一歩を進める、やらないんじゃないなくて、

やれる理由を探して一つ一つやっていきたい。財政的にも限りがございます。ハード面だけを準備をして、ソフト面を考えていないと、ランニングコストがすごいお金になったときに、住民の皆さんに説明責任が我々としてはございます。セキュリティーがまず一番、ランニングコスト、そして財政運営、行政運営、しっかりとバランスを取りながらやってまいりたいというふうに、今現在は考えてございます。

以上です。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。

先ほども町長、リモートでいろいろ話してもなかなか音声がうまく伝わらなかったりというようなこともあるというようなお話もありました。多分やはりシステムがまだいろいろ追いついてない部分もあるかなとも思います。5Gがこれからやっとなり始めていくわけですので、5Gが始まると、そういった環境も変わるかもしれないと思います。

先ほど冒頭に、このマイクの性能という話もしましたが、やっぱりこういうところはお金がかかると言うんですけれども、新しい生活様式に対応していくためには、そういったところの設備はやっぱりどうしても必要なというふうに思います。

ただ、言われたとおり、日本古来のいろんなわび・寂というようなものというのもやはり大事だと思いますので、そこも踏まえて区切りをつけながらやっていかなければいけないかなというふうにも思っています。

最後に、浅野総務部長にお聞きをいたします。

例えば、ソフトバンクグループも、交通費を払っていたのを在宅勤務手当を支給するようになったりですか、富士通も製造拠点を除いてリモートワークを基本としてというような形でオフィスを減らすというのも、ニュースで見ました。カルビーも、国内社員の2割に当たる800人を原則テレワークとして、単身赴任の解除も進めるというようなニュースも見ています。

特にトヨタに関しましては、これまで在宅勤務の対象者を事務部門などの一定の役職以上に限定していたんですけれども、コロナ禍を受けて、その範囲を拡大しています。公共交通機関の利用者が多い東京本社と名古屋のオフィスでは、3月末から原則として在宅勤務に移行しています。6月に一度解除したんですけれども、感染の再拡大により、在宅勤務を再び進めています。7月末時点で東京の在宅率は約7割、名古屋でも約5割というふうに報道されています。在宅勤務が浸透している状態ですので、社外から社内ネットワークに同時接続する人数を、2018年の約5,000人から約4万5,000人に増強するなど、在宅勤務のインフラの整備を進めています。特にこのトヨタの取り組みに注目をしています。やはりなぜかということ、国内で最大手のトヨタが、在宅勤務の活用の加速をさせているからです。働き方改革に向けた取り組みが、国内企業に広がっていく可能性が高くなっています。

テレワークの加速で、オフィスワークは地球上であればどこでも仕事ができる、旅行しながら、半自給自足をしながら生活ができるようになるような、まさに仕事の革命が起ころうとしています。

一般事業会社がこのような取り組みを進めていけば、将来的に当町の職員の採用に関して何らかの影響が出るんじゃないかというような心配をしています。

最近、ユーチューブ見ても、旅行しながらユーチューブで動画を上げて、広告収入を得て暮らしているというような方がたくさんいらっしゃいます。

このような働き方変革に関して、今後の当町の職員の採用に関しての将来的な方向性に関してどのように考えているか、お聞きをいたします。

○総務部長 浅野幸司君

町長のご答弁の後なんで非常にご答弁しづらいんですけども、二つご質問をいただきました。働き方改革に関しての考え、そして、職員の採用というところでよろしかったですね。

まず、働き方の改革に関しての考えでございますけれども、先ほど来いろいろ話が出ております、テレワークなど、コロナ禍の影響による新しい働き方をさらに模索、検討していくことは、喫緊の課題であると考えております。しかしながら、他方、行政運営上、人と人とのコミュニケーションや職員同士の一体感、チームワーク等、公務を遂行していく上で大変重要な側面もございます。

こうしたことも考慮いたしまして、職員の採用に関しましては、これは将来的な方向性も含めてでございますけれども、優秀な人材を選考する過程で受験者本人と直接向かい合い、その本人が持ついろいろ、実はこの前も面接をやったばかりでございますけれども、そういったご本人が持つ表情や意欲等を、採用する側においても肌で直接そういった感じ取るということは、決してリモート環境では把握できないことと認識しておりますので、職員につきましては、やはり役場の一番、人材の確保等は公務の本質に関わる部分でございますので、これからウィズコロナ、アフターコロナ等の時代に即した中で、様々なそういった手法を検討していかないかと思っておりますけれども、職員の採用につきましては、当分の間、現行どおりで進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

役場職員ということで、いろいろ難しい部分はあるかと思えます。その中でも、やはり社会の動きに合わせてうまくこと対応していただきながら行っていったきたいなというふうに思っています。

私は、今のようなこの議会の在り方も変えていってもいいんじゃないかなというふうに思っています。いきなり議会は無理でも、例えば議案説明会ですとか、全員協議会とか、委員会とかに拡大していってもいいんじゃないかなと思います。私は議会運営委員会の委員では

ありませんので、この場でこのような話をさせていただいておりますけれども、価値観が変わっていています。リモートをもっと活用してもいいんじゃないかなというふうに思っています。

議員の皆さんも、基本的には自動車で役場まで来ています。来る必要がなければ、自動車を動かす必要もありませんので、CO<sub>2</sub>の削減にもなるかと思えます。我々はタブレットを使用して議会を行っています。このタブレットには、リモート会議ができるアプリも入っています。ぜひ議長には、同じICT推進部会のメンバーでもありますので、ぜひぜひ議会のICT化を進めていっていただけたらなと思っています。議会はこうあるべきだとか、形式とか、あるいはある種の<sup>きょうじ</sup>矜持というか、そういったものと決別する時期になっているんじゃないかなとも思えます。

そして、リモート会議を行うのであれば、やはり理事者の皆様方も準備が必要です。我々がタブレットを使用する、用いるときに、一緒に行っていきましょうと提案したんですけども、なかなか一緒にやっていただけませんでした。ぜひともこの機会に、理事者の皆様方もタブレットを利用して、より進んだペーパーレスの会議ができるように進めていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 安藤洋一君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、総務部次長、総務課長の退席と、民生部次長、消防次長の入場を許可いたします。暫時休憩します。3時15分から再開します。

(午後3時01分)

○議長 安藤洋一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時15分)

○議長 安藤洋一君

質問8番 中村英子さんの「新型コロナウイルス町内感染状況と支援について」を許可いたします。

中村英子さん、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

新型コロナウイルスの感染症に関わることにつきまして質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、町内の感染者数と、その症状についてでありますけれども、これにつきましては、連日、新聞紙上等でも報道されておりますので、多くの方はご存じのことかとは思いますが

れども、本会議ですので、本会議上でその現状というものを確認していきたいと思っておりますので、まず、1番目の質問についてお答えをお願いします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

町内感染者とその症状についてご報告申し上げます。

愛知県の発表によりまして、当町では緊急事態宣言が発令されました矢先の4月に、最初の感染者、ご家族3人の方ですか、発生いたしました。その後の発生者はなかったものの、7月下旬から再び頻発しまして、以来、昨日までに20例が報告されています。

男女別では、男性が12人で60%、女性が8人で40%であります。年代別では、ゼロ歳の赤ちゃんがお一人、10代が3人、20代も3人、30代が1人、40代が5人、50代が1人、60代が3人、70代が2人、80代が1人の、計20名であります。症状は、1例目の方と19例目の方が中等症ですが、それ以外の大多数の方は軽度もしくは無症状で、重篤な例はありません。

以上です。

○9番 中村英子君

今ご答弁ありましたように、本日まで一応20例ということで報告を行ったかと思っております。そしてまた、その症状はほとんど軽症ですね、19例目の方が中等症と、あと少しありますけれども、ほとんどが軽症と、あるいは症状なしというような形になっておりますが、この方々はどのような療養状態なのか。報道では自宅が多いみたいのように聞いておりますけれども、実際のところ、町内で感染された方はどのような療養状況にあるのか、お願いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

感染者の方の療養、自宅なのか入院しているのかというような状況、もしくは治療の状況についてご報告いたします。

愛知県は、感染者の方のプライバシーを極めて慎重に取り扱っておりまして、個人情報厳重に管理しており、それらを市町村にむやみには流さないというスタンスを取っております。

したがって、県が記者発表する以上の情報が市町村に伝わることはなく、感染者の療養の状況、容態の変化、回復の度合い等に関しましては、実態はこちらのほうでは把握しておりません。県が我々市町村に伝えてくれる情報としましては、ほかに患者情報といたしましては、児童福祉施設を利用する保育園児の方、また、町の社会福祉施設の利用者の方、小・中学校の児童・生徒、こういった者に限られます。県の役割は、感染拡大の防止と感染経路の特定でありますので、保健所が濃厚接触者や行動経歴を調査いたしますが、感染源が判明しましたら、そのような情報を市町村とは原則共有しません。

以上です。

○9番 中村英子君

今の答弁ですと、この町内の感染者の療養の状態というのは、町は把握していないということによろしいのでしょうか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

はい、おっしゃるとおりです。

○9番 中村英子君

そうすると、蟹江町は、こういう感染者とどのような接点があるのかということとは分からないわけですが、では、今現在、もう済んだと思うんですね、ほとんどの方がお済みになって、18例目はもうだいぶん前、8月24日ぐらいでしたかね、前ですので、もうこの方々も多分健康を回復されているのではないかと思います。19、20例目につきましては、現在進行形かもしれませんけれども。そうしますと、町は全くこの人たちがどこでどう療養しているのか把握していないと、実態が分からないという意味なんですかね。

それで、この感染の状況をちょっと見てみますと、家族感染というのがあるんですね。今、答弁の中では家族感染ということをおっしゃっていただけですが、20例中ありまして、家族感染というのがもう3件ぐらいありまして、その合計は1家族で発症者から5人感染して、6人が家族感染、また、ある家族は3人で家族感染、また、2人で家族感染ということで、家族感染ということが非常にあるんですけれども、この状況についても、これは報告書を見れば分かるということだけであって、蟹江町のほうとしては、このことについても別に無関係ということはないですけれども、あまり関係していないというような理解でいいんですか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

今議員おっしゃられましたように、愛知県から発表されました町内の家族内での感染例3件ございます。4月10日から14日にかけて発症したケースと、8月15日から22日にかけて発症したたくさんの家族の方、それから、3件目が、8月21日から23日にかけて発症した例、3件でございますが、県が出してくれる情報以外、これらのことにつきましては続報が入りませんので、現在の症状とか詳細は分かりません。また、いずれの例も、感染者のほかにご家族とかいらっしゃるのかも、不明であります。

以上です。

○9番 中村英子君

どこで療養しているのか分からないというような話ですので、ちょっとお話にならないかもしれませんけれども、例えば自宅療養ということが行われていて、それが家族感染があったとすると一家全滅、一家全員が感染しているという状況も考えられるわけなんです。ちょっと全滅という言葉、すみませんでしたね。一家全員がかかるということで、かかってしまうというような状況が生まれると思うんですね。これは、お子さんのいる家庭だとか、そうじゃない家庭もあるかもしれませんけれども、一家皆さんが感染症になってしまって、いろいろ制限のある生活をしているということになりますと、非常にこれは困ってしまう状況と



いうものも考えられるというわけですが、そういうようなことについても、この人たちがどのような大変な思いをしているかというようなことについても、町としては把握していないという状況にあるということですかね。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

愛知県のほうから情報が入ってきませんので、私どものほうでは把握しておりません。以上です。

○9番 中村英子君

それでは、お伺いしますが、この新型コロナの感染症に対する対応についてということで町も対策本部を設置して、そして、いろいろな感染の予防だとかいろんなことで対応していると思うんですけども、この中に感染した方々への支援ということも、対策の中の一つに入っているかと思うんですね。つまり、見回りしたり、必要ならば食事の提供をしたり、医療機関へ移送したりするというようなことが、この対策の中の1項目というふうになっているわけですが、今の答弁ですと、町内のどのような状況の人にあっても、町は全くこれと無関係にしているということですが、それでそのようなことが許されるというか、そのような状態で対策本部の役割というものは果たしているんでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

今、議員のほうから、家庭内感染の問題について提議がございました。私どもも限られた情報の中で、大変この問題については危惧をしておるところでございます。

一番問題となるのは、家庭内で感染が発生いたしますと、食事の問題がまず大事になってまいります。食事の買い物に出られないというところですね。まずそういったところもございますので、まず、1つとしては、今愛知県のほうが9月から自宅療養者に対する配食サービスというのを始めたところでございます。こちらにつきましては、冷凍のお弁当であるとか飲料を1食分といたしまして、1日3食分を自宅療養が終了するまで毎日ご提供されるという、これが新たに9月1日から県が始めた制度としてございます。

また、本来であれば、軽症者の方につきましては、できましたら軽症者の施設に移っていただくのが一番好ましい、家庭内感染を防ぐに当たっては、というところがございます。ここにきまして、現在、愛知県の健康プラザにございます施設と、また、この10月からは、名古屋の東横インも1棟ごと805室借り入れて、軽症者宿泊施設を設けるということでございますけれども、現時点ではなかなか今対応ができてないところではございます。

蟹江町でございますけれども、この食料支援につきましては、今いろいろ検討しております。本来、食料支援というのは生活保護世帯に向けての、生活保護に向けての施策としてのみしかやっております。ですので、もしコロナに感染された方につきましては、食料支援の制度、その取り組みといたしまして、今度新たにフードバンク愛知さん、これまでセカンドハーベストさんというところに食料支援をお願いしておりましたけれども、新た

にフードバンク愛知さんに支援をお願いしておりまして、生活に困窮された、特に子育て世帯の方々に、困ったときに何回でも配食させていただいて、ご利用いただける仕組みを今つくっております、これに向けて現在取り組みを行っておりますというところでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、こういうお子さんと親が、例えば仮に別々の対応をしなければいけないというようになった場合で、しかも、そのご家庭は近くに頼る人もないというような状況になったときは、はっきり言って、町はどういうふうに、誰がこれを支援するという体制をつくるのか、手を差し伸べるところはどこなのかということも、もう一回お願いします。

○民生部長 寺西 孝君

例えば食料支援制度でございますけれども、当然このコロナの通報というのは保健所がやっておりますして全て県の施策として、個人情報、私どものほうに提供されませんので、県のほうが、保健所のほうが食料支援のほうも、その方に情報提供をされます、そういった形。あと、軽症者の宿泊につきましても、恐らく保健所のほうから、こういった方法がありますよというご提案は、食料支援にしる、宿泊にしる、されるものでございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、ほとんどその全ては県のほうで手配し、県のほうが面倒見ると、そういう理解でよろしいんですか。ああ、なるほどね。町はあまりそのことに関係してないんですね、感染者について。そういうやり方なんですかね。

じゃ、ちょっと次の質問に移りたいと思いますけれども、この7、8月ですね、救急業務というものが通常のように行われていると思うんですが、大変このコロナと熱中症、あるいはまた、コロナの感染症と救急隊員の在り方みたいな問題がありまして、大変この救急業務につきましても影響を受けているのではないかと、何かさまざまな苦勞も発生しているのではないかなというふうに推測するわけですが、実際のところ、この7月、8月の救急業務につきまして、どのような影響、あるいはどのような問題点等ありましたでしょうか。その経過についてお伺いしたいと思います。

○消防次長兼総務課長 黒川康治君

質問のありました救急搬送、特に熱中症とコロナの影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症と熱中症は、発熱等の初期症状に類似したところがあり、鑑別が困難な場合がありますが、いずれにしましても、救急隊及び搬送先の医療機関は感染防止対策を十分取っておりますので、収容先の決定が遅れるなどの問題は、これまで発生しておりません。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうですね、救急隊員の方は、その対応をちゃんとされているかというふうに思います。

それで、じゃ、業務につきまして、この熱中症の方もあり、またほかの方もあり、また、救急業務が例年よりも増えているのかいないのか、ちょっと分かりませんが、救急車を呼ばれた方は、滞りなくいつものようにそれぞれに適した病院にきちんと搬送できていて、あまりそのことについてどうこう、とやかく思う心配はないというような認識でよろしいということですね、まず。そういうことはなかったということですね。

○消防次長兼総務課長 黒川康治君

新聞にもアンケート等載っております、救急隊員の苦労とかそういったことがございましたが、消毒の負担等に関しましても、使用しましたら、全ての隊員が協力等をしておりますので、今のところは、そういった不便とか負担がかかるとか、そういうことは今のところはございません。

○9番 中村英子君

新聞に、消防隊員の方がこの救急について非常に不安や負担があるという記事がありました。それで、その中には、大変にゴーグルとかフェイスシールドとかというようなものがありますので、活動がしにくいとか、あるいはまた、発熱がある人だと消毒等いろんなことをしなければならないので、本当に通常の業務よりも時間がかかって大変だというようなアンケート調査も出ているようでありまして、さらに、結局自分が感染のリスクにさらされるのではないかと、また、自分が感染すれば、また家族にもいくんではないかと、要するに、感染のリスクということに関して非常に不安を持ちながらの活動であるというようなことなんですけれども、そのような点についてはいかがですか。

○消防次長兼総務課長 黒川康治君

先ほどですが、ゴーグル等の曇り等、消毒等の苦労、また、感染の不安の3件の質問がありました。

ゴーグルやフェイスシールドの曇りにつきましては、比較的曇りにくい眼鏡タイプのものを使用しており、それでも曇る場合は、曇り止めを塗布する等の対策を取っております。

また、資機材、救急車等の消毒の負担につきましては、蟹江町の救急出動は1日平均5件でございますので、それほど大きな負担とは考えておりません。また、救急車が消防署に帰ってきましたら、先ほども申し上げましたが、皆で協力して消毒をしておりますので、負担にはなっておりません。

また、自身や家族への感染の不安につきましては、不安はあると思います。しかしながら、感染防止対策を徹底していくことで不安を解消したいと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、出動回数が少ない、少ないといっても1日5件ぐらいなので、そのような装備をしながらでも対応はできているというような答弁だったと思います。

ここで1つお伺いしたいのは、例えば今、感染防止をきちんとしているのでというのがありましたけれども、PCR検査をしてほしいという消防団員の声は非常に多いというアンケート調査というものもあったんですけれども、このようなPCR検査が行われていれば、より安全な気持ちで活動できるのではないかと思うんですけれども、このPCR検査ということについては、しておいたほうがいいのか、どうなんだろうかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○消防長 山田 靖君

PCR検査に関しましては、実際に症状とかが出ない限りは、普通の消防職員としては保健所からはPCR検査を受けてくださいということはございませんので、なかなか受けることが難しいところがございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

後でまたPCR検査についてお聞きしますが、特にこの消防団員ですね、保育所の職員もそうですけれども、この先頭に立って活躍してくださっている方が安心してやっぱり活動に従事していただくためには、団員のPCR検査というものも必要ではないかというふうに思うんですけれども、町長、そのことについてはどうでしょうかね、何かお考えはございませんでしょうか。

○町長 横江淳一君

確かに、日本全国では、消防団に対するPCR検査というのは、ネットで見たことはございます。

ただ、蟹江町の場合は、やっぱり非常勤公務員ということで、常時出ている消防署員と比べると、リスクはそれほど高いということはないというふうに考えています。もちろん、平生仕事をしておみえになりますので、じゃ、消防団員に入っている人はPCR検査をしたんだろうけれども、消防団員に入っていない人は、たまたましていない。じゃ、何が違うんだと、団に入っている、入っていないだけで。それを区別するのは、ちょっと難しいかなというように思いますし、消防団には協力団員というのもございます。消防団員だけではなくて、その関連を全部やるということになると、費用的な問題も当然ありますし、今のところは考えておりませんが、これコロナ禍がこれからどんどんひどくなった場合には、消防署とも相談しながらやっていかなければいけない。

もう一つ、訓練の最中に陽性反応が出て、罹患者が出たときには、当然濃厚接触者という形になりますので、そうなれば、必然的にこのPCR検査はやっていかなければいけないというふうに考えてございます。

以上です。

○9番 中村英子君

次に、町内の店舗などでの感染者の発生ということについてですけれども、蟹江町に在住の方々が感染症になるということにとどまらず、町内にあるお店だとか、至るところで発生があるというふうに思うんですけれども、この店舗などでの発生ですね、これについてどのように思ってみえるのか。情報公開をすべきだということなのか、どうなんでしょうか、この点につきましては。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

蟹江町内をはじめ近隣市町の店舗で従業員の方が新型コロナウイルスに感染した経緯等の情報をホームページ上で公開されておりますが、これは企業さんの自主的な判断によるものであります。迅速な公開をすることで危機管理に関する意識を高めるという観点から、情報公開しておいでだと察しますが、いずれも保健所の指導の下で消毒作業を実施しまして、再開に際しましては、安全上問題がなくなったとして営業を再開されておいでです。その店を利用されるかどうかというのは、また個人の方にお一人一人の判断に委ねるかと思えますけれども、そういった状況で、各企業さんは積極的にそういった感染者の状況を提供しておいでです。

以上です。

○9番 中村英子君

この7月、8月に町内の店舗で、自ら自分のところで発生していますということ、それぞれのホームページやネットで公開しているところもあります、何件かあったかと思うんですね。そういう情報も、できれば多くの町民が共有していただければ、感染防止に役立つというふうに思うんですね。ですけれども、その情報というのは、比較的ネットで行われておりますので、ちょっと高齢者の方とかは、なかなかそれを目にするということもないわけなので、できれば自ら公開しているところ、店舗だとかそういうところは、併せて町のホームページとか、また、町のほうで、問合せがあったらこういう状況ですよということをお知らせして、感染防止に役立つということも一つの方法ではないかと思うんですけれども、それについてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

なかなか情報を収集するのが多岐にわたりますので難しいかと思えますけれども、ホームページにそれをうちのほうにまたリンクさせるとか、それもしていいかどうかという問題もありますので、この辺はちょっとここでは一概にお答えしかねます。また検討させていただきたいと思えます。

○町長 横江淳一君

すみません、指名をされませんが、お答えをさせていただきたいと思えます。

中村さん、おっしゃっている気持ち、よく分かります。実際ホームページに記載をされて、ここが罹患している従業員がおったじゃないかという問合せは、私のところにも何件かございました。それだけで済めばいいんですけども、そうではない方が出て、別の形で妙な伝わり方をしてしまっているという例が多いんですね。情報は確かに出さなければいけないかも分かりませんが、積極的に今の段階で、だいぶん静まりましたけれども、自粛警察、蟹江町だけではなく、ほかの自治体でも積極的にお話をした、そのことがかえってマイナスになってしまって、地域でおかしな話になってしまったという例は、実際首長さんから聞いてございます。そういう意味で、やっぱり情報は慎重に出さなければいけないなということを、私は今現在思います。

ただ、企業さんが自分のところの考え方で、うちの従業員が罹患したから、しばらく休ませていただきます、きちっと徹底をさせていただきますという張り紙までされたところもあるやに聞いてございます。

ですから、それを蟹江町が取って出すということがどうなのかということは、もうしばらくちよっと考えさせていただきたい。積極的な公開は、ちょっと今の時点では差し控えさせていただきたいというのが、今現状の考え方です。

以上です。

#### ○9番 中村英子君

私は、そういうふうになら公表しているところがあるので、公表していないところを、町のほうが率先してやれとかという気持ちはないんですけども、もう公表しているということは、それで公になっているわけですから、ですから、積極的に町が、ここがこういうふうですよと言う必要はないんですけども、町の間合せ等に関しては、そういうこともありますとか、それから、どこどこで何月何日に発生しましたというホームページでの公開がありましたとか、それぐらいのことはお知らせしても別に構わないのではないかなというふうに思うんですね。

ですから、その点で、それに誹謗中傷が来るだとか、いろんなことは二次的な問題であって、まず第一には、幅広く町民に店舗等の実態も知らせていくということが必要ではないかなというふうに思います。

また、今プレミアム商品券だとか発行いたしまして、お買い物に行ってくださいということで奨励しているわけですから、そのうちの1店舗も問題があったとか、なかったとかということが後で分かるよりも、そういうことを自ら公開しているところについては、やっぱり併せて町も消極的発表、積極的に言わなくてもいいですけども、そういうようなことの対応もしていく必要があるかなというふうに思いますので、検討をしていただきたいと思います。

町の公共施設、保育所とかそういうところで、例えば仮にクラスターとか起きたらどうす

るんだという問題もあるかもしれませんが、それについてもよくお考えいただいて対応していただきたいと思います。

次に、予防接種、通常の予防接種の問題ですけれども、例年行われていますお子様を対象にした予防接種が、コロナになってから非常に接種率が減っているということが、県議会でも取り上げられております。愛知県は、今年5月に、全部の54市町村の接種率を調査いたしまして、その結果を発表しておりますが、非常に種類によってはお子さんの予防接種が下がっていると、数が減っているということでもありますので、蟹江町としては、その実態はどうだったのかということをお伺いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご心配をおかけして、申し訳ありません。

当町におきましては、MR、麻疹風疹混合ワクチンの2期の接種者が、昨年と今年の4月と比較しますと、昨年77人から今年23人と減少いたしました。これは、接種率で置き換えますと、昨年の23.7%から8.5%であります。このMRの麻疹風疹混合の2期につきましては、小学校入学の前の年の1年間に摂取していただくものでありまして、特にこの時期、緊急事態宣言発令中の4月に、あえて危険を冒して医療機関に行くことを避けられたのが原因ではないかと、私ども考えております。

その後、数値が確定しております7月末現在で比べますと、昨年の7月末が50%の接種率に対しまして、今年の7月の時点で40%まで接種率が回復しておりますので、その後、接種を受けられた方が増えておる状況であります。

また、現在は全ての予防接種の通知の際に、厚生労働省作成の「予防接種を遅らせないで」というリーフレットを同封して、接種を勧奨しております。また、来年度に就学される年長児のお子様につきましては、個々の予防接種記録を打ち出しまして、その未接種のものにマーキングをいたしまして、この秋に各小学校で実施されます就学时健康診断の通知案内に同封しまして、保護者の方に接種を促す予定であります。

以上です。

○9番 中村英子君

減っているのかどうなのかというのは、ちょっと今よく聞き取れませんでしたけれども、県の発表によりますと、就学前の混合ワクチンの第2期というのは、全体で25%減少し、11歳から13歳未満に打つ2種混合ワクチンは、前年に比べて39%の大幅減となっているというような記事がございますが、蟹江町は、実際これぐらい、平均値ぐらい減少しているのか、してないのかということをお伺いしたいと思います。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

私どもの調査では、減少率が極端に減っているものは、このMR 2期のワクチンの2期の接種率ですね、これが昨年4月比で23.7%、それが今年8.5%に減少したということであり

ます。

以上です。

○9番 中村英子君

そうしますと、減少率は非常に少ないですね。例年よりちょっとは少ないけれども、そんなに大幅に減少しているのではないという捉え方でいいですね、そしたら。

それで、問題なのは、その数ではなくて、未接種者がそのまま未接種でいることがいいのかどうかということがありますので、この未接種の方に対する対応ですね、きちんと対応して、健康上問題のないような状態にしておくということが大事ですので、この未接種があった場合、それについてちゃんと個々に一人一人対応ができるのかどうかということをお伺いします。

○民生部長 寺西 孝君

予防接種の問題、今議員からお問合せをいただきました。

例えば赤ちゃん、1歳児までに接種いたしますワクチンは7種類、15回程度のワクチンの接種が必要となってまいります。さらに、生ワクチンを打たれますと4週間程度の間を空けるということで、赤ちゃんが体調を崩されて回数を飛ばしたりすると、本当に1歳までに受けるワクチンの回数というのは、保護者の方、悩まれると思います。さらに、このコロナ禍でございます。

ワクチンの対象となっている病気というのは、本当に命や健康に大きな影響を与えるものばかりでございますし、後遺症をもたらすものも少なくございません。感染症にかかる前に接種することが本当に大切でございますので、今次長から答弁ありましたように、「予防接種を遅らせないで」という厚生労働省の資料をお付けしつつ、コロナ禍ではございますけれども、保護者の皆様方には、乳幼児期の健診であるとか、予防接種を回避するデメリットは非常に大きいということを、この場をお借りしてお知らせをさせていただきたいと思っておりますし、万全の感染症予防対策をしていただいて受診や接種にお出かけをいただきつつ、私ども医療関係者のほうもしっかりと感染症予防をやっていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

次に、秋冬に向かって、このコロナがどうなるのかという問題ですが、今すごく感染者の数も減ってきて、一応の落ち着きになっているのではないかとということで、国のほうも徐々に様々な制限を取り外そうとはしているんです。ですけれども、秋冬に広がってほしくないなどは思うんです。

しかし、一番心配されるのは、秋冬に向かってインフルエンザと新型コロナということで、この二つのものについてどのように対応していくのかということが大変問題かと思うんです。

それで、最近、この9月5日に国のほうもそのような状態を考慮しまして、一つの提案と



どうか整備をされております。それはどういうことかということ、熱が出た場合ですけれども、熱があったらすぐに受診してはいけませんということです。すぐ受診せず、まず近くの医院やかかりつけ医に電話で相談をする。相談先が新型コロナに対応していれば、そのまま受診して検査や診療をしていただく。対応できない医院の場合は、そこで診療できる他の医療機関を紹介してもらい、よそへ行ってくださいということです。つまり、国の方針では、足のない高齢者が、熱があるのによそへ行ってくださいというふうに言われても、これはなかなか不親切だなと思わざるを得ないんです。

そこで、本来でしたら、町内の全ての医療機関がほとんど開業医だと思うんですけれども、きちんと対応できるようにしていくことが町民にとっても利益であり、それが大切かなというふうに思うんですけれども、この秋冬に向かって、インフルエンザと新型コロナの開業医における対応についてお伺いをしたいと思います。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

専門機関の提言によりまして、この冬、インフルエンザとコロナ感染症が同時に流行することが懸念されまして、インフルエンザはコロナよりも多くの数の患者が発生すると予想されまして、同時流行を最大限に警戒すべきで、高齢者のインフルエンザワクチンの接種も強く奨励されております。

このため、私ども接種率向上の対策としまして、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担を免除させていただきまして、町内対象者全員の接種料を無償とさせていただいたところでありまして、また、海部津島両医師会にも依頼しまして、今、医療機関の受入れ準備をお願いしております。

また、各医療機関におかれましては、これまでも密閉回避のための院内の換気とアルコール消毒、スタッフのマスク着用等の予防策のほか、受付カウンターへの仕切り板の設置とか、スタッフの予防策として、検温、フェイスシールド、ゴーグル、ガウンや手袋の着用、また、かぜ症状の患者さんに対しても、車内で診察したりとか、待合・診察を隔離したりとか、院内感染を未然に防止するための対策をしていただいておりますので、この冬のインフルエンザとコロナの同時流行に備えた対応はしっかりお取りいただけると存じております。

以上です。

○9番 中村英子君

町内の全ての開業医さんというか医院で、町民の方が熱があったり病気になったりしたときに、かかりつけ、近くのところで受診をして、そこがインフルもコロナも対応ができると、こういう体制をつくるのが、一番町民にとってのサービスかというふうに思うんです。ですから、今答弁がありました、いろいろな整備が必要であるということでもあります。だから、その整備について蟹江町がどのような負担をするのかというようなことにつきましても、医師会と相談しながら、全ての医院において、その両方のことができるという

体制をつくっていくということが大事なことではないかと思うんですけれども、それについては、担当よりも町長かなと思います。ちょっと難しい面もあるかと思うんですけれども、そこをクリアし、乗り越えていく必要があるかと思しますので、そのお考えについてお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まさに都市部では、今議員が言われたようなことが起きています。実際、東京、横浜、ちょうど私も別の関係でちょっと調べをしました。かかりつけ医者があったにしても、そこが発熱を対応するところではないと、電話をして、発熱ですけれどもという、すみません、発熱外来行ってください、うちは、いやいやそこでずっと診ていただいているですよ、いや、カルテを向こうへ送りますから、向こうへ行ってくださいという、いわゆる門前払いをするところが、都市部では大変多いということを知っています。

今回、先ほどちょっと担当が申し上げましたとおり、この冬はインフルエンザが同時に発生した場合に重篤化に向かうんじゃないかということ、前々から聞いてございましたので、我々は皆様方にお認めをいただき、65歳以上の方のいわゆるインフルエンザA B混合のワクチンを接種をしていただく予算を認めていただきました。後発ながら、今県のほうもそのようなことを考えておみえになるようであります。それをやるに至っては、海部の医師会に当然お話をしに行かなければいけない。快く医師会の方は受けていただきましたし、実際、先ほど今、中村議員が懸念をされております、いわゆる発熱外来の方を無下に断るのではなくて、車内でチェックをして、これはいかんということならば、例えば診たときにインフルエンザかコロナかということはなかなか見分けがつかないようであります。でも、ひどい場合でしたら、即保健所へ電話をするとか、そういう対応を医師会の中で取っていただけるようなこともしてございます。

ただ、残念ながら、今現在、平日夜間の受付を停止をいたしております。これが9月30日ということになってございますけれども、この先また多分管理者と海部の医師会がしっかり話をして、10月からどうするんだということも、今考え中であります。

などなど、まだまだ整ってない部分がありますが、とりあえず今回のインフルエンザ接種について、それと、発熱外来の扱いについては、できるだけそのかかりつけのお医者さんのところで、車内でもいいですから診ていただきたいと、そういうお願いをしているようでもありますので、多分そこは積極的に受けていただけるというふうに、今現在は考えてございます。

以上です。

○9番 中村英子君

今年の冬に向かったのインフルエンザですけれども、もしかしたらあまり流行しないかも

しれないんですね。それは、インフルエンザって年によって流行したりしなかったり、いろんな型があったりということなので。ですけれども、非常に今年の2月、3月ぐらいはインフルエンザは流行しなかったと、数が少なかったというお話がありましたので、もし今町長が言われたように、高齢者を無料で全部ワクチンを打ってください、そしてまた、子供から高齢者まで、子供までもワクチン接種ということで奨励して、もし仮に徹底できれば、インフルエンザの発生率というのは抑えられる可能性がある。分かりませんが、少ないかもしれないですね。少ないかもしれないですが、しかし、ゼロということにはならないと思うんですね。だから、この点で高齢者も含めて安心の備えということを考えたり、高齢者の足の問題だとか生活環境を考えたときには、やっぱり全ての医院において対応できるということをしてあげば、これはもう大きな安心につながるのではないかと思います。難しい問題もあるかと思いますが、これにつきましては医師会ときちんと相談しながら、そのような体制をつくっていただくように要望をしておきます。

次に、支援のほうの問題に移りますが、6月の議会でも、私は、感染ではなくて、経済的に困窮している家庭が、特に母子家庭等に多いのではないかとこの話をさせていただきました。現在、8月末現在で小口資金などの借入数というのは非常に増加をしているというふうな資料をいただいておりますけれども、この内容についての把握はされておりますでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

ただいまご質問のありました、小口資金などの借入数と内容の把握についてお答えをさせていただきます。

社会福祉協議会が実施をしております社会福祉資金制度による緊急小口貸付け等の8月末現在の状況について答弁をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大の影響で減収となった方に、最大20万円を特例で貸付けをいたします緊急小口資金につきましては、貸付け申請者が218人、うち82人が外国籍の方でございます。また、失業や減収した方に月最大20万円を原則3か月貸し付けます総合支援資金につきましては、貸付け申請者が13人、うち2人が外国人の方でございました。

内容の把握でございますけれども、世帯構成で見ますと、外国籍の方が約40%を占め、ひとり親世帯の方は9.5%、約1割でございました。

雇用形態を確認いたしますと、アルバイト、パート、派遣従業員の方が51%、約半数を占め、このうちの約半数の52%の方が外国籍の方でございました。

職種でございますけれども、工業、製造業の方が24%ございまして、このうちの52%は外国籍の方でございました。

以上のことから、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、外国籍の非正規労働者の方が、雇用の打切り等の大きな影響があったのではないかと分析をしております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今日は詳しくこの支援について内容を深掘りするということではないんですけども、今も民生部長から答弁ありましたように、この小口を借りている人は8月末現在で218人ということで、うち82人が外国人であり、1割が母子、ひとり親ですね、つまり20世帯ぐらいだと思っておりますけれども、そういう状況になっているわけですね。非常にこれは、金額的にいっても、貸し出した金額というのは、恐らく3,000万円を超えている、4,000万円近い額が出ているのではないかなというふうに思っておりますけれども、このように多くの方々が困窮をしているというのが実態だと思っております。無職になった方もいらっしゃいますのでね。中でも各種支援から漏れている人たちという者もやっぱり出てきているわけで、これらの方々に対して何かの支援というものが必要ではないかというふうに私は思っておりますけれども、そのような支援は検討されているのかどうか、お伺いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

私どもで、去る6月議会のほうで議員のほうから、ひとり親世帯についてご質問を頂戴いたしました。ひとり親世帯さんについて困窮している方がいらっしゃるということで、私ども独自でアンケート調査を実施をさせていただきました。まず、それを答弁させていただきたいと思っております。

こういった方々に、コロナの前と後で就労に変化があったかどうかをお聞きしましたところ、就労形態については、非正規、正規共に変化はなかったというお答えでした。ただ、変化があったのは内容の変化、つまり仕事が減ったということでございます。仕事が減ったということは、収入が減ったということにつながります。ですので、そこの統計を取りますと、現時点ではひとり親世帯の方の約25%が、3割以上の収入が減ったということをお答えをされていらっしゃいます。さらに、ご家庭につきましては、やはり学校の臨時休校がございましたので、家庭にいる時間が増えたことによって食費と光熱水費、そして日用品の出費が非常に増えたというお答えもいただいております。

今、そのひとり親世帯の方の一番心配なところはどこかというお問合せをさせていただきましたところ、まず、感染に対する不安を一番に上げておみえでした。つまり、感染に対する不安ということは、感染すると生活が立ち行かなくなる、働くことができなくなることに對する不安をここで抱えていらっしゃるということは、明らかになってまいりました。

望むことにつきましては、学費であるとか食料に対する支援を望んでおられますので、まずそういったところの把握は、現状させていただいたところではございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうでしたか、そのアンケートで把握していただきましたので、ある程度のことが分かっ

たかなと思いますね。もし支援が必要なら、支援をしていくということをしていただきたいなというふうに私は思います。

そこで、町は、コロナの感染症が拡大するに当たって、その相談窓口を蟹江町役場の民生部住民課というところで行っているということです。これは、生活保護担当、民生委員などということなんですけれども、この相談窓口にどのぐらいのご相談がありましたでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

現在のコロナ感染症につきましては、感染症の対策本部会議を17回開催いたしまして、弱者に対する支援等を行ってまいりました。住民の方からのお問合せにつきましては、住民課及び対策本部の事務局であります健康推進課が総合窓口となっておりますけれども、多種多様な課題が発生しておりますので、それぞれの今部署が連携をして、迅速に対応できる体制を整えておるところでございます。

相談件数につきましては、詳細には今現在把握はしておらないところではございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

じゃ全体を網羅しているわけではないみたいな話ですが、一応私も前回の議会のときに、窓口一本化して看板掲げて受け付けるべきだという話をしましたが、この相談件数が非常に少ないというふうに聞いているんですが、この少ないことが少し不可思議、不思議に思うんですね。と言いますのは、緊急小口資金の特例の貸付けですけれども、これの相談数というのが8月末現在で687ということになっていまして、これは別に件数ですので実数ではないと思うんですけれども、何回も相談に来ますので、その回数を足したものが687というふうに思うんですが、その中で申請した、実際に相談に来ても申請できなかった人もいますわけですよ。その申請できなかった人をここでアバウトに計算するんですけれども、相談人数が318人で、そのうち貸付けを受けた人が218人、これは小口のほうですね、あと、総合が13人、この2つの貸付けを足して相談者の人数から引いた場合、約90名近くの方が漏れているということが分かるんですね。ですから、この90名近くの方々はどうしたんだろうと、町のほうに相談というものはしていないんだろうか、どうなっているんだろうかというふうに思うんですね。

そこで、町のほうが対応しようとしているということが、この方々に伝わらないんじゃないかと思うんです。社会福祉協議会は、申請がありました、相談がありました、書類を出させました、受けた人もおりましたというやり方なんですけれども、そこから漏れた人や、また、1回貸付けを受けて、その後よくなったのかどうかというようなことまで含めて、やっぱりこれは町のほうにもご相談してくださいという関係を連携しないと、なかなかこの人たちが町のほうに相談しに来るといって、そういう状況にならないんじゃないかというふうに思うんですね。だから、社会福祉協議会は社会福祉協議会で切っちゃうのではなくて、やっ

ぱり今言った90名近くいるわけですから、この人たちが実際に必要かどうかということは分かりませんが、やっぱり社会福祉協議会の窓口で個別に町のほうに相談に行ってくださいとか、そういう関係を持ちながら、思いやりのある体制をつくらないと、なかなかこれは増えてこないんじゃないかと思うので、そのことについてお考えがあれば伺いたいと思います。

○民生部長 寺西 孝君

社会福祉協議会とは、この件については本当に連携が必要だというふうに考えております。現在、私ども、やっぱり一番心配するところは、未就学の方がいる世帯でこういった制度を受けていらっしゃる方、働くに働けない方がありますとか、子育て世帯で、例えば介護者と同居していらっしゃる方、いわゆるダブルケアが必要である方、こういった方につきましては、社会福祉協議会と連携を取りながら、これやっていくべき事項だと思っておりますので、この辺の情報共有を図りつつ、今ご提案ございましたので、これから進めてまいらなければいけないところだというふうに思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

外国人の方も非常にづらい状況に置かれていることは、蟹江町に住所を持って日本で働いてくださる方ですので、国に帰ることもできませんので、その辺のことを考慮しながら対応していただきたいと思います。

最後に、ちょっと通告書にはありませんが、1つのご提案をさせていただきますので、検討していただければと思います。

今るる現状を申し上げましたし、皆さんもご承知のとおり、全てのイベントが中止になり、そしてまた、多くの方がいまだに外出制限をしておるということで、日常生活に制限が多く支障を来しているわけですね。それによってお店とかも繁盛しないし、経済が落ちているということなんですけれども。

そこで、蟹江町には保健センターというのがありますよね。保健センターでPCR検査を全ての人に、もっと希望する方に、何回でもPCR検査を受けるということを保健センターで行うことができないのだろうか。さっきの町長は、蟹江町の消防署がPCR検査すれば、また、消防団もしなければいけないとか、いろんな問題が波及するというお話あったんですけども、保健センターにおいて、感染症というのは行政扱いですので、それで保健センターにおいて全てのPCR検査を町民全体を対象にして行うことはできないのだろうか。もし、町民の皆さんがPCR検査を受けて、これは自分は陰性であったということであれば、非常に安心してもっと出かけるようになるし、みんなが活動できる状況というものができないかと思うんです。

その辺について、ちょっと今突然のことですけれども、検討していただきたいと思

うんですけれども、いかがでしょうか。費用的にも1件、これ今5,000円とか8,000円とかぐらいたと思うんですよね。それで、その辺のことの検討はどうなんだろうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

今、議員おっしゃいましたように、感染拡大防止のためには、ある程度幅広い検査体制、これは住民の皆様全てが望んでおられることだとは思いますが。ただし、今の状況でございますけれども、検査を受けて安心をしたいであるとか、陰性である証明書が欲しいなどのご要望に、この愛知県、感染の拡大が多い県でございますので、なかなか対応しづらいところもあろうかと思えます。

しかしながら、これは住民の皆様全ての思いでございますので、その辺は私どももご意見を頂戴いたしましたので、保健所のほうにもご意見を上げさせていただきたいと思えますし、また、費用のこともございますので、ご意見は承りたいと思っております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そういうことで、小さな町ではありますけれども、町民の側に立って、全ての人がPCR検査を保健センターで受けることができれば、消防署の関係もそうですし、それから病院も、そこで検査が終わって、コロナでない人が発熱したら、その開業医、行けばいいわけですので、その辺のところのバランスを考えながら、やっぱり町民を守って、そしてみんながいち早く地域で自由に行動できるという、そういう環境づくり、体制づくりを進めていくことがやっぱり大切なことではないかなと思えますので、その点からのご検討をお願いいたします。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 安藤洋一君

以上で、中村英子さんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後4時13分)